

「地域を支える建設業」検討会議

第 54 回全体会議

長野県提出資料

資料 1	令和 6 年度 1 月補正予算及び予算執行方針	… 1
資料 2	令和 7 年度建設部施策方針	… 5
資料 3	令和 7 年度当初予算及び予算執行方針	… 7
資料 4	建設産業の次世代を担う人材確保の取組について	… 11
資料 5	建設産業の魅力ある職場づくりについて	… 13
資料 6	入札制度について	… 15
資料 7	令和 7 年 3 月からの設計労務単価について	… 25
資料 8	令和 7 年度 国土交通省土木工事の積算基準等の改定について	… 31
資料 9	工事成績評定の見直しについて	… 49
資料 10	工事書類の国土交通省様式との統一化について	… 53
資料 11	建設工事 優良技術者表彰制度の改定について	… 55
参考資料	電子納品保管管理システムについて	… 57



©長野県アルクマ
長野県 PR キャラクター「アルクマ」

治水 ONE
NAGANO

～みんなでとりくむ『流域治水』～
長野県は『流域治水』を推進しています！



Youtube で
動画配信中！

令和6年度 1月補正予算案 について

資料

1

建設政策課

補 正 内 容

○ 県民生活の安全・安心の確保

1 防災・減災対策 417億 2,779万 3千円（債務負担行為 19億円）

激甚化・頻発化する災害に備え、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく、流域治水対策、道路ネットワークの機能強化、道路・河川等の老朽化対策や防災公園の機能確保等を実施

2 通学路等の交通安全対策 12億 1,139万 3千円

登下校中の児童生徒を交通事故から守るため、歩道整備等を実施

3 生産性向上に資する道路ネットワークの整備等 11億 8,384万 8千円（債務負担行為 10億 1,000万円）

迅速かつ円滑な物流・人流を確保するため、リニア中央新幹線開業を見据えたアクセス道路等を整備

4 直轄事業負担金 106億 9,496万 6千円

国が補正予算により実施する直轄事業（道路・河川・砂防・災害関連等）に係る負担金を追加

○ 人事委員会勧告に基づく給与改定 1億 9,563万 8千円

人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、給与等の改定を実施

補 正 予 算 案

1 歳入歳出予算

会 計 名	補正前 (A)	補正予算案 (B)	補正後 (A)+(B)
一 般 会 計	1,261 億 43 万 8 千円	550 億 1,363 万 9 千円	1,811 億 1,407 万 7 千円

【性質別内訳】

区 分	補正前 (A)	補正予算案 (B)	補正後 (A)+(B)
公 共 事 業 費	915 億 7,283 万 2 千円	441 億 2,303 万 5 千円	1,356 億 9,586 万 7 千円
補助公共事業費	695 億 9,665 万 7 千円	441 億 2,303 万 5 千円	1,137 億 1,969 万 2 千円
県単独公共事業費	219 億 7,617 万 5 千円	円	219 億 7,617 万 5 千円
その他補助事業費	32 億 8,897 万 5 千円	円	32 億 8,897 万 5 千円
その他県単独事業費	33 億 8,624 万 7 千円	円	33 億 8,624 万 7 千円
災 害 復 旧 費	62 億 2,743 万 8 千円	円	62 億 2,743 万 8 千円
補助災害復旧費	58 億 1,361 万 8 千円	円	58 億 1,361 万 8 千円
県単独災害復旧費	4 億 1,382 万 円	円	4 億 1,382 万 円
直 轄 事 業 負 担 金	124 億 8,257 万 3 千円	106 億 9,496 万 6 千円	231 億 7,753 万 9 千円
そ の 他 行 政 費	89 億 3,723 万 9 千円	1 億 9,563 万 8 千円	91 億 3,287 万 7 千円
公 債 費	2 億 513 万 4 千円	円	2 億 513 万 4 千円

2 債務負担行為

区 分	補正前 (A)	補正予算案 (B)	補正後 (A)+(B)
公 共 事 業 費	1,089 億 2,882 万 5 千円	29 億 1,000 万 円	1,118 億 3,882 万 5 千円

【参考】補助公共事業費における前年度の国補正対応分予算との比較

区 分	R5. 11月補正予算額 (A)	R6. 1月補正予算案 (B)	差引増減 (B)-(A)	前年度比 (B/A) %
補 助 公 共 事 業 費	382 億 8,490 万 4 千円	441 億 2,303 万 5 千円	58 億 3,813 万 1 千円	115.2

令和 7 年（2025 年）1 月 17 日

建設部 各課（室・局）長 様

建設部 現地機関の長 様

建設部長

令和 6 年度 1 月補正予算の執行について（通知）

令和 6 年度 1 月補正予算は、「国民の安心・安全を確保する」などを柱とした「国民の安全・安心と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく国の補正予算に対応するものであり、その効率的、効果的な活用のためには、円滑かつ迅速な執行が重要です。また、人材・資機材の効率的な活用や処遇改善のため、施工時期等の平準化を引き続き推進する必要があります。

それらを踏まえ、1 月補正予算に係る建設部の執行方針を下記のとおり定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

記

1 執行方針

特別な事情があるものを除き、原則として、令和 7 年 6 月末までに全ての箇所を公告し、当初予算と併せて年間を通じた施工時期等の平準化に努めることを目標とする。

2 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、施工時期等の平準化に努める。

3 施工確保の取組

円滑な事業執行のため、発注業務にあたっては、別紙「令和 6 年度 1 月補正予算の主な施工確保の取組」に留意のこと。

（問合せ先）
建設政策課 技術管理室
企画班 大田、柄澤
電 話：026-235-7294（直通）8-231-3307
入札・契約班 山口、後藤
電 話：026-235-7313（直通）8-231-3348
ファクシ：026-235-7482
e-mail：gijukan@pref.nagano.lg.jp

令和6年度1月補正予算の主な施工確保の取組

1 適正な予定価格の設定

- 資材価格の上昇が継続しているため、**資材単価の迅速な改定と最新単価を用いた発注**
- 標準歩掛や材料単価と実勢価格の乖離があり、不調・不落が発生、もしくは見込まれる場合は、見積を徴取し予定価格を設定

2 適切な発注規模の設定と地域の建設業者の受注機会確保

- 工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、地域の実情等に応じた適切な規模での発注
- 不調・不落抑制に向け、状況に応じて、交通や生活圏を考慮しつつ応札が見込める範囲へ地域要件を拡大するなど、要件設定を緩和
- 発注規模大型化への対応や入札参加者数の確保を図るため、上位等級工事への参入を拡大した**特例発注標準を引き続き適用**^{※1}
- 地域の建設業者の受注機会を確保するため、**総合評価落札方式(地域貢献等簡易型)の適用価格帯を拡大**(土木一式工事：5千万円→8千万円)

3 施工時期等の平準化・適切な工期設定

- 柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などが確保できるよう、**フレックス工期契約制度を原則適用**
- **工事開始日選択可能期間を180日以内に拡大**(R6.12.13実施要領改正)
- 渇水期における河川内工事等の**工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たっては、早期契約制度を活用し、早期の執行体制を構築**
- 長期休暇を含む休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定
- 資材等の納期の長期化等が見られる場合には、納期の実態を踏まえた適正な工期を確保
- 平準化を目的とした債務負担行為の活用

4 技術者等の確保

- 改正建設業法の施行(R6.12.13)により、主任技術者・監理技術者の専任が合理化され、要件を満たせば**1億円未満(建築一式工事は2億円)の工事現場を2件まで(営業所技術者等は1件まで)兼任可能**となり、県としての取扱いについてホームページに掲載

5 発注見通しの速やかな公表

- 円滑な事業執行の観点も踏まえ、**発注見通しを補正予算成立後速やかに公表**

6 ICTを全面的に活用した工事等の推進

- 建設現場における生産性を向上し、建設現場におけるプロセス全体を最適化するため、実施方針に基づき、3次元モデルやICTを全面的に活用した工事等を積極的に実施

※ 1 : 令和8年3月までの適用

確かな暮らしを守り、信州からゆたかな社会を創る

- ・令和7年度 建設部当初予算額(案) 1,183億8,230万8千円
うち公共事業費(災害復旧含む) 899億8,183万3千円
- ・令和6年度1月補正予算額 550億1,363万9千円
うち公共事業費 441億2,303万5千円(防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化予算等)

○『建設DXによる省人化・省力化、生産性の向上』に視点を置きながら、各事業を推進します

1 持続可能で安定した暮らしを守る

(1) 持続可能な脱炭素社会の創出

「長野県ゼロカーボン戦略」に基づく住宅のZEH化や、「信州まちなかグリーンインフラ推進計画」に基づく緑地や街路樹の整備などにより、脱炭素まちづくりを推進します

- 住宅オールZEH化推進事業
- 県営住宅『5R』プロジェクト推進事業
- ※5R:①リノベーション事業(Renovation) ②リフォーム事業(Reform) ③リニューアル事業(Renewal) ④建替事業(Reconstruction) ⑤再編事業(Restructuring)
- まちなかの緑地整備・保全事業 等

※ZEH(ゼッチ):net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略語で、「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味

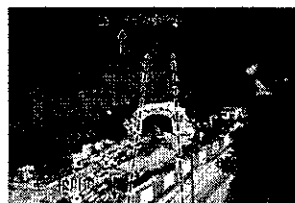


住宅オールZEH化推進事業
信州焼杉の家(立科町)

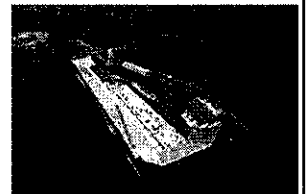
(2) 災害に強い県づくりの推進

能登半島地震等の教訓も踏まえ、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命と財産を守るため、ハード・ソフトの両面から県土の強靱化や地域防災力の向上に取り組みます

- 流域治水対策事業、○流域を保全する土砂災害対策事業
- 要配慮者利用施設を守る土砂災害対策事業
- 緊急輸送道路等の防災対策強化事業
- 災害時における道路の迂回機能強化事業
- 冬期交通を確保する除雪・雪寒対策事業
- 住宅・建築物耐震改修総合支援事業
- 盛土対策事業、○つなげる防災教育事業



緊急輸送道路等の防災対策強化事業
(主)松川大鹿線 大鹿村 落合



流域治水対策事業
(一)黒沢川 安曇野市 黒沢(調節池)

(3) 社会的なインフラの維持・発展

インフラの老朽化について、持続可能なインフラメンテナンスの実現に向けて「事後保全型」から「予防保全型」への本格転換に取り組めます

- 長寿命化計画等に基づくインフラの適正管理事業
(道路施設、河川施設、砂防施設、公園施設、県営住宅)



要配慮者利用施設を守る土砂災害対策事業
須坂市 鎌田山(崩壊土砂防止柵工)

(4) 県民生活の安全確保

- 児童・生徒等を交通事故から守るため、通学路の安全施設(歩道等)を整備します
- 通学路等の交通安全対策推進事業



通学路等の交通安全対策推進事業
(一)森篠/井線 千曲市 雨宮

2 創造的で強靱な産業の発展を支援する

(1) 地域の建設業等における担い手の確保の推進

建設産業の次世代を担う人材の確保・育成を推進するため、産学官の連携により、小中高大生の学ぶ場(現場見学会、出前講座、職場体験、測量・設計・工事の

- 実践、建設産業の紹介等)を拡大します
- 建設産業人材確保・育成事業 等



建設産業人材確保・育成事業
(模型を使用して流域治水の役割を伝えている様子)
青木中学校(青木村)

(2) 建設産業の振興

生産性向上と労働環境の改善を図るため、先進技術の活用や女性・若者など誰もが働きやすい環境改善、入札契約制度の適正化等に取り組めます

- 建設DX推進事業
- 市町村と連携した入札契約制度の適正化(施工時期等の平準化、週休2日工事の実施、入札関連手続きの集約化)等



建設DX推進事業(道路パトロール支援システム)
路面画像からひび割れを自動抽出・解析

3 快適でゆとりのある社会生活を創造する

(1) 地域の特徴と自然の恵みを生かした快適で魅力ある空間づくりの推進

歩きたくなるまちづくりに資する新しい街路空間の活用や良好な地域景観の形成に向けた取組を市町村と連携して推進します

- 歩きやすいまちづくり実証事業（信州まち・あい空間事業）
- 長野県景観育成計画改定事業
- 松本平広域公園魅力向上推進事業 等

(2) 地域活力の維持・発展

官民連携による新たな魅力的で楽しいまちづくりを推進します

- 信州地域デザインセンター（UDC信州）事業 等

(3) 本州中央部広域交流圏の形成

高速交通網を最大限に活かした交流の拡大を実現するため、道路整備を推進するとともに、リニア駅近郊におけるグランドデザインの実現に向け、取り組んでいきます。

- 高規格道路整備事業
- リニアを活かした交流圏拡大道路整備事業
- リニア駅近郊グランドデザイン事業

(4) 移住・交流・多様なかわりの展開

移住者などの住まいを確保するため、空き家等の市場流通を促進します

- 空き家等の市場流通促進事業【新】

(5) 世界水準の山岳高原観光地づくりの推進

観光地域の魅力を高めるための環境整備を推進します

- 観光地域づくり推進に向けた道路環境整備事業（無電柱化、自転車通行空間の整備、道の駅のトイレリニューアル 等）

(6) 「信州やまなみ国スポ・全障スポ」の開催を契機としたスポーツ振興の推進

総合開・閉会式及び陸上競技の会場となる松本平広域公園陸上競技場の整備を推進します

- 都市公園事業（陸上競技場の整備）



信州地域デザインセンター（UDC信州）事業
賑わい空間づくりのための社会実験（諏訪市）



高規格道路整備事業
松本糸魚川連絡道路 安曇野道路



道路環境整備事業（無電柱化）
（一）旧軽井沢軽井沢（停）線 軽井沢町 軽井沢



都市公園事業（陸上競技場の整備）
松本平広域公園陸上競技場（R6末の進捗状況）

4 誰にでも居場所と出番がある社会をつくる

子どもや若者の幸福追求を最大限支援する

住みやすい環境に配慮した県営住宅の改修等により、子育て世帯の居住を支援します

- 県営住宅「子育て住宅」リノベーション事業（県営住宅『5R』プロジェクト推進事業の一部）



県営住宅「子育て住宅」リノベーション事業
対面キッチンと広々したLDK（小市南団地：長野市）

○「信州未来共創戦略」を進めるため、県土のグランドデザインを策定する

県土のグランドデザインの策定に向け、県民等と幅広い議論を開始します

地域の課題を「連携」と「協働」で解決

○地域戦略推進型公共事業

地域の強みや特色を最大限に活かした地域振興を進めるため、地域のニーズを把握し、県・市町村・地域・民間事業者等の多様な主体による施策をパッケージ化して実施します

令和7年度 建設部 当初予算案について

建設政策課

予算編成の考え方

- 人口減少をはじめとする様々な課題から「確かな暮らし」を守り、「ゆたかな社会」を築くため、「しあわせ信州創造プラン3.0」に基づく取組の一層の推進と県民会議で策定された「信州未来共創戦略」で掲げられた方向性の実現に向けた予算を編成

予算額(案)

	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)%
合 計	1,183 億 8,230 万 8 千円	1,151 億 8,660 万 1 千円	31 億 9,570 万 7 千円	102.8

【性質別内訳】

区 分	令和7年度当初予算額 (A)	令和6年度当初予算額 (B)	差引増減 (A)-(B)	前年度比 (A)/(B)%
公 共 事 業 費	842 億 3,544 万 3 千円	807 億 2,814 万 9 千円	35 億 729 万 4 千円	104.3
補助公共事業費	670 億 5,054 万 円	635 億 5,461 万 3 千円	34 億 9,592 万 7 千円	105.5
県単独公共事業費	171 億 8,490 万 3 千円	171 億 7,353 万 6 千円	1,136 万 7 千円	100.1
その他補助事業費	28 億 843 万 円	32 億 8,897 万 5 千円	△ 4 億 8,054 万 5 千円	85.4
その他県単独事業費	32 億 4,318 万 円	33 億 3,890 万 2 千円	△ 9,572 万 2 千円	97.1
災 害 復 旧 費	57 億 4,639 万 円	62 億 2,743 万 8 千円	△ 4 億 8,104 万 8 千円	92.3
補助災害復旧費	51 億 7,477 万 5 千円	58 億 1,361 万 8 千円	△ 6 億 3,884 万 3 千円	89.0
県単独災害復旧費	5 億 7,161 万 5 千円	4 億 1,382 万 円	1 億 5,779 万 5 千円	138.1
直轄事業負担金	123 億 6,074 万 2 千円	124 億 8,257 万 3 千円	△ 1 億 2,183 万 1 千円	99.0
その他行政費	97 億 8,298 万 9 千円	89 億 1,543 万 円	8 億 6,755 万 9 千円	109.7
公 債 費	2 億 513 万 4 千円	2 億 513 万 4 千円	0 円	100.0

令和 7 年（2025 年）3 月 12 日

建設部 各課（室・局）長 様
建設部 現地機関の長 様

建設部長

令和 7 年度の予算執行について（通知）

令和 7 年度の予算は「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」等により、近年と同様に大規模なものとなっており、円滑かつ迅速な執行が重要です。また、人材・資機材の効率的な活用や担い手の処遇改善のため、施工時期等の平準化を引き続き推進する必要があります。

それらを踏まえ、令和 7 年度の予算執行について下記のとおり方針を定めましたので、計画的かつ着実な執行に努めてください。

なお、事業の実施にあたっては、別紙「施工確保の取組について」等により、円滑な発注及び施工体制の確保が適切に図られるようご配慮ください。

記

1 上半期執行方針

全体（令和 7 年度当初予算及び令和 6 年度予算繰越分の合計額）の概ね 7 割以上の契約を目標とし、早期発注に努める。

2 平準化の取組方針

債務負担行為や早期契約制度又はフレックス工期契約制度の活用等により、年間を通じての施工時期等の平準化に努める。

また、委託業務※について、年度末に集中している履行期限を分散化するため、3 月完了件数を年間完了件数の概ね 2 割以下とする。

〔※ 対象は、業種の区分が「測量」、「地質調査」、「建設コンサルタント」、「補償コンサルタント」、「建築コンサルタント」とする。ただし、発注者支援業務を除く。〕

3 その他

令和 6 年度 1 月補正予算については、「令和 6 年度 1 月補正予算の執行について（通知）」（令和 7 年 1 月 17 日付け 6 建政技第 294 号）により計画的な執行に努める。

（問合せ先）	
担 当	建設政策課 技術管理室
	企画班 大田、柄澤
	電 話 026-235-7294（直通）8-231-3307
	入札・契約班 山口、後藤
	電 話 026-235-7313（直通）8-231-3348
ファクシミリ	026-235-7482
e-mail	gijukan@pref.nagano.lg.jp

令和7年度の予算執行 施工確保の取組について

激甚化する自然災害への対応や「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴い公共事業が増加しており、推進にあたっては円滑かつ適切な執行が求められています。合わせて、資材価格高騰に対する迅速な単価改定や、建設現場の働き方改革を進めるための適正な工期設定などの対策を講じる必要があります。

主な施工確保の取組

(1) 適正な予定価格の設定

- 資材価格の上昇に対し、資材単価の迅速な改定と最新単価を用いた発注
- 標準歩掛や材料単価と実勢価格の乖離があり、不調・不落が発生、もしくは見込まれる場合は、見積を徴取し予定価格を設定

(2) 適切な発注規模の設定と地域の建設業者の受注機会確保

- 工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、地域の実情等に応じた適切な規模での発注
- 不調・不落抑制に向け、状況に応じて、交通や生活圏を考慮しつつ応札が見込める範囲への地域要件を拡大するなど、要件設定を緩和
- 発注規模の大型化や入札参加者数の確保を図るため、上位等級工事への参入を拡大した特例発注標準を引き続き適用※1※2
- 地域の建設業者の受注機会を確保するため、総合評価落札方式(地域貢献等簡易型)を引き続き活用※2

(3) 施工時期等の平準化・適切な工期設定

- 柔軟な工期の設定等を通じて建設資材や建設労働者などが確保できるよう、フレックス工期契約制度を原則適用
- 工事開始日選択可能期間を180日以内に拡大(R6.12.13実施要領改正)
- 渇水期における河川内工事等の工事開始時期が特定される建設工事の発注に当たっては、早期契約制度を活用し、早期の執行体制を構築
- 長期休暇を含む休日等の不稼働日や準備期間等を考慮した適切な工期の設定
- 補正予算と当初予算の一体的な執行による発注時期の平準化
- 平準化を目的とした債務負担行為の活用

(4) 技術者等の確保

- 改正建設業法の施行(R6.12.13)により、主任技術者・監理技術者の専任が合理化され、要件を満たせば1億円未満(建築一式工事は2億円)の工事現場を2件まで(営業所技術者等は1件まで)兼任可能となり、県としての取扱いについてホームページに掲載
- 「建設工事等における現場代理人の常駐義務緩和に係る事務処理要領」を定め、常駐義務緩和要件を明確化するとともに、現場代理人が兼務することができる金額要件を4,000万円未満から4,500万円未満に変更

(5) 発注見通しの速やかな公表

- 円滑な事業執行の観点も踏まえ、発注見通しを速やかに公表

(6) ICT を全面的に活用した工事等の推進

- 建設現場における生産性を向上し、建設現場におけるプロセス全体を最適化するため、実施方針に基づき、3次元モデルやICTを全面的に活用した工事等を積極的に実施
- 現場の遠隔臨場や受発注者協議の電子化、監督業務の外部委託の活用により監督業務を効率化
- 電子納品のオンライン化、工事書類の簡素化を踏まえた事務の効率化

※1：令和8年3月までの適用

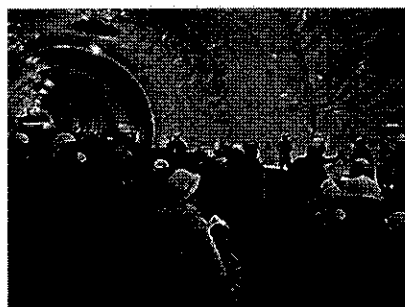
※2：令和7年5月から発注標準等の工事金額の引上げを予定

- 暮らしの基盤を支え、地域の守り手である建設産業は、担い手の減少や高齢化が進行
建設産業が持続的に発展していくためには担い手の安定的な確保が不可欠
- 産学官が連携した現場見学会や体験学習、企業との交流会などにより、次世代を担う若者が
建設産業の魅力ややりがいを認識し、県内の建設産業を就職先として選択するよう促す取組を
あらゆる世代に向け実施

1 小・中学生やその保護者を対象とした 建設産業の魅力・やりがい発信

(1) 現場見学会

- 小・中学生と、その進路に影響が
大きい保護者を対象とし、建設産業の
リアルが体感できる現場見学会を開催



現場見学会
(狸平トンネル施工現場)



流域治水の取組を模型で学ぶ中学生
(青木村中学校)

(2) 中学生のキャリア教育

- 災害復旧や流域治水への取組など、
地域に貢献する姿や、建設産業の安
全確保、DXの取組などを中学生
に伝える出前講座を実施

2 高校生・大学生等を対象とした就業促進

(1) 高校におけるキャリア教育

- 中学生のキャリア教育と同様、「総合的な探求の時間」等を活用し高校
生が進路を考える際の参考となる出前講座を実施
- 進路指導等を行う教員の研修に際し、建設産業の理解を深めるための講
座や職場体験を実施



自ら設計したランニングロードを
施工する高校生(飯田OIDE長姫高校)

(2) 建設系学科高校生の就業支援

- 建設産業の実践的な学びの場として、産学官が連携し、測量・設計・
工事を実践できる学びのフィールド提供と講師派遣を実施
- 就業後、即戦力として活躍できるよう、必要な資格取得を支援する
試験準備講座を実施

(3) 大学生・専門学生の就業支援

- 首都圏の大学生・専門学生が県内建設産業に就業する機会を創出する
ため、学生と企業との交流会を実施



首都圏の大学生・専門学生と企業との交流会

3 あらゆる世代に向けた建設産業の理解深化

(1) 学びのコンテンツの作成・活用【拡】

- 建設産業従事者が語る“信州で働く魅力とキャリアパス”や、インフラ
整備と維持管理、災害復旧などの建設産業の役割が学べるコンテンツ
を作成
- 現場見学会や出前講座等で活用するほか、HPやSNSなどで広くPR

(2) 建設産業への理解と就業機会の創出【拡】

- あらゆる世代が建設機械の試乗体験や、VRや机上での疑似体験を通じ、
建設産業と触れ合い理解を深めるイベントの開催
- 長野県へのUIターンや移住を考える方が参加する「移住フェア」など
に参加し、県内建設産業への就業を促す説明を実施



「移住フェア」に参加し建設産業をPR

- 建設業就業者の年間実労働時間は減少傾向にあり、今年度からは時間外労働の上限規制への対応により着実に減少しているが、他産業と比較すると依然として労働時間が長く、2023年は他産業と比べ年間約250時間多い長時間労働となっている
- 賃金については、設計労務単価が13年連続で上昇する一方、技能労働者の実質賃金はその伸びに及んでいないとの意見がある
- 地域を支える建設産業の人材確保と定着に向け、働き方改革や最先端技術の活用等による生産性向上をはじめ、長時間労働の是正や就労意欲の向上につながる処遇改善と働きやすい現場環境づくりを推進し、建設産業の3 K（きつい、きたない、危険）から新4 K（給与、休暇、希望、かっこいい）への転換を目指す

1 働き方改革・生産性向上

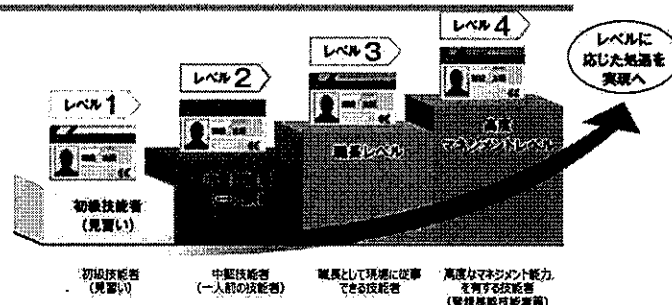
- 発注者指定型による適切な工期を見込んだ週休2日工事
- 市町村における週休2日工事の取組拡大を支援
- 施工時期等の平準化(早期契約制度やフレックス工期の活用)
- 建設現場のICT化推進（活用工事実施・現場研修会開催）
- BIM/CIM^{※1}活用を推進する人材の育成（講習会等）
- 遠隔臨場^{※2}や技術講習会など建設DX推進【拡】
- 工事書類の標準化推進【新】
- オンラインによる電子納品【新】
- 入札制度におけるインセンティブ付与（ICTの活用）



遠隔臨場の様子
(左：監督員が事務所で確認、右：現場のウェアラブルカメラ)

2 就労意欲を高める処遇の改善

- 公共工事設計労務単価の改定（R7.3.1）
- 優良技術者表彰制度の改定（建設工事）【新】
- CCUS^{※3}の導入・活用を促すCCUS活用モデル工事
- 入札制度におけるインセンティブ付与
(CCUS・若手技術者・女性技術者)



CCUSの概要 出典：(一財)建設業振興基金・国交省HP

3 誰もが働きやすい現場環境改善

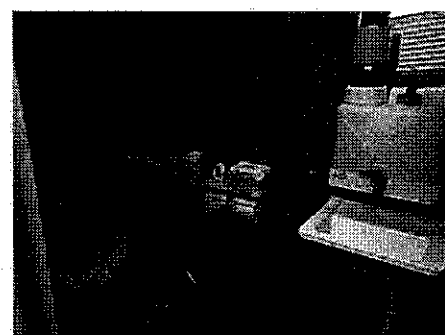
- 現場事務所に快適トイレ^{※4}や女性専用の洗面所・更衣室、広い休憩室などを設置する「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事」推進（年間80件程度）
- 建設業協会女性部会や県職員建設女性の会、若手技術者による合同現場点検でのモデル工事検証
- 快適トイレなどの事例集を活用した効果周知【新】



R6合同現場点検（夏：9月、冬：1月）



快適トイレ（洋式便座、手洗い場、荷物棚、便座除菌クリーナーを設置）



- ※1 調査・計画・設計段階から「3次元モデル」等を導入し、その後の施工・維持管理においても情報を充実させながら活用する取組（Building Information Modeling/ Construction Information Modeling）
- ※2 事務所などの遠隔地から動画撮影用のカメラを利用し、工事の材料確認、段階確認、立会などの現場確認を行うこと
- ※3 技能労働者の資格や現場での就業履歴を登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげる仕組み（Construction Career Up System＝建設キャリアアップシステム）
- ※4 洋式便座で、水洗や消臭、衣類掛け等の機能が付いた明るく広いトイレ

資料 6-1

建設部 建設政策課 技術管理室

建設工事等における低入札価格調査制度の見直し方針（案）

【取組番号 16】

令和 6 年度第 2 回長野県契約審議会で、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を含む、低入札価格調査制度の改善を検討することを表明。これまで、入札状況の分析や他県の動向等の調査を行い、低入札価格調査制度の見直し方針（案）を作成した。

1 入札状況の分析結果

- 令和 5 年度の入札状況を分析し、建設工事（資料 1-2）、業務委託（資料 1-3）それぞれの入札参加者数と落札率の傾向などを確認した。
- 現行の低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法は、平成 23 年度から運用しているが、算定対象の入札者が 5 者未満の場合と 5 者以上との場合で異なるため、落札率の傾向にも違いが見られた。
- 5 者以上の場合の落札率は、調査基準価格の上限値 94.5%（業務は 90%）付近に集中している。この原因としては、調査基準価格の算定方法が、算定対象の入札者の平均値となっていることから、低入札価格調査や失格の対象とならないよう、最も安全な上限値付近で入札するためと考えられる。特に、入札価格のばらつきが小さい場合は、調査基準価格の上限値からわずかに下回った価格でも低入札価格調査の対象となる事例が発生していた。
- 5 者未満の場合は、調査基準価格が入札書比較価格の 92%（業務は 87.5%）の固定値となり、その付近での落札が多いが、100%付近での入札や 5 者以上の調査基準価格の上限値付近での入札も一定数確認できる。施工等の条件が厳しい案件については、入札者が少なく、落札率も高くなる傾向だが、入札者数によって調査基準価格の算定方法が異なることから、それを想定した入札行動が伺える。
- 現行の算定方法は平成 23 年度から大きく変更されることなく、運用されていることから、入札者がこれまでの傾向を把握しており、実行予算によらず、予定価格を高い精度で積算し、入札者数や落札率を想定して入札するケースが少なからずあると考えられる。

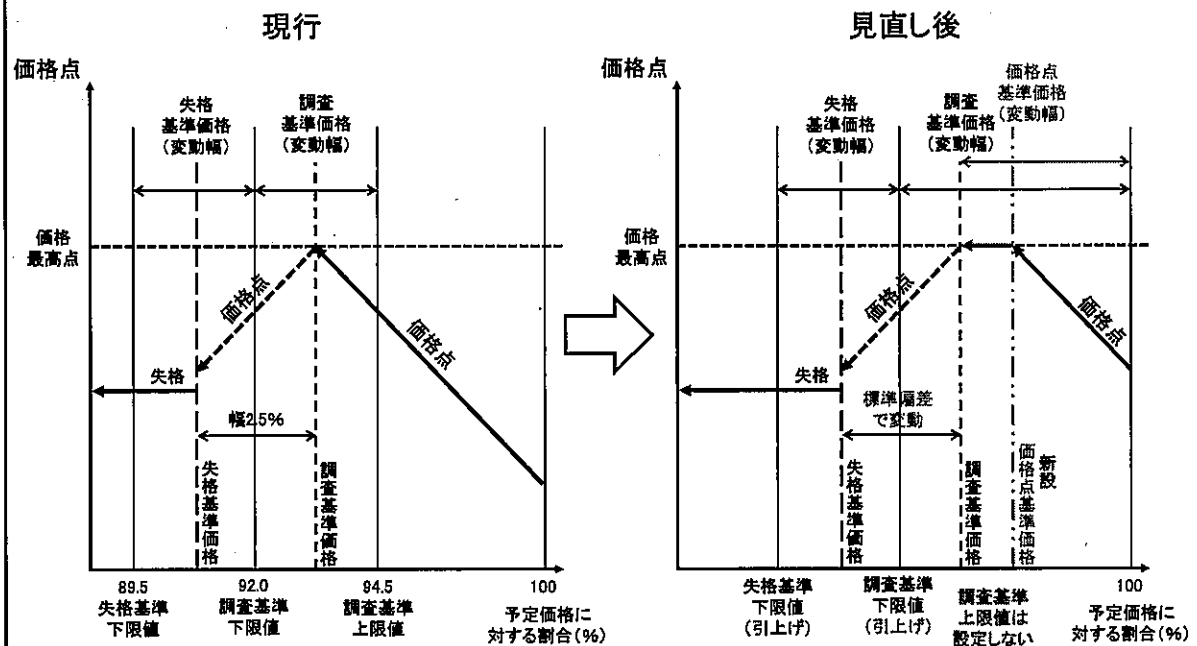
2 他県の動向等

- 他県の動向等の調査として、最近、調査基準価格や失格基準価格の算定方法を見直した県へのヒアリングの実施や他県で実施した低入札価格調査制度に関するアンケート調査結果の分析などを行った。
- 調査基準価格や失格基準価格の算定については、国と同様、中央公契連モデルに準拠した「固定制」を採用している都道府県が多い。
- 一方で、市場の実勢価格の反映やくじ引き発生率の抑制、さらには入札契約に係る不正を排除するため、予定価格から調査基準価格を特定できない「変動制」を採用する都道府県も増加している。
- なお、「変動制」としては、長野県と同様の事例のほか、中央公契連モデルに準拠した価格にランダム係数を乗じる事例などがある。

3 見直し方針（案）

- 入札状況の分析結果や他県の動向等を踏まえ、下記の方針により低入札価格調査制度の調査基準価格及び失格基準価格の算定方法を見直したい。
 - 見直しにあたっては、市場の実勢価格を反映し、労働賃金の適正な水準や企業の適正な利潤を確保するという、長野県のこれまでの取組方針を踏まえ、「変動制」は維持する。
 - 算定方法について、算定対象の入札者が5者以上の場合、その平均価格から「標準偏差×定数」を減算した価格を調査基準価格、失格基準価格とする。
 - 昨年6月の担い手3法の改正を踏まえ、算定方法見直し後の適正な水準の労務費等を確保するため、調査基準価格、失格基準価格の下限値を引き上げるとともに、上限値は設定しない。
 - 算定対象の入札者が5者未満の場合は、5者以上の場合の下限値を調査基準価格、失格基準価格とする。
 - 受注希望型、総合評価落札方式とともに同じ算定方法の適用を検討。

- 総合評価落札方式においては、制度の趣旨を踏まえ、価格最高点を狙った過度な競争を抑制するため、価格点の算定方法等を見直し、算定対象の入札者の平均価格（現行の調査基準価格）を価格点基準価格（仮称）とし、新たな調査基準価格までの間を価格最高点とすることなどを検討。（下図参照）

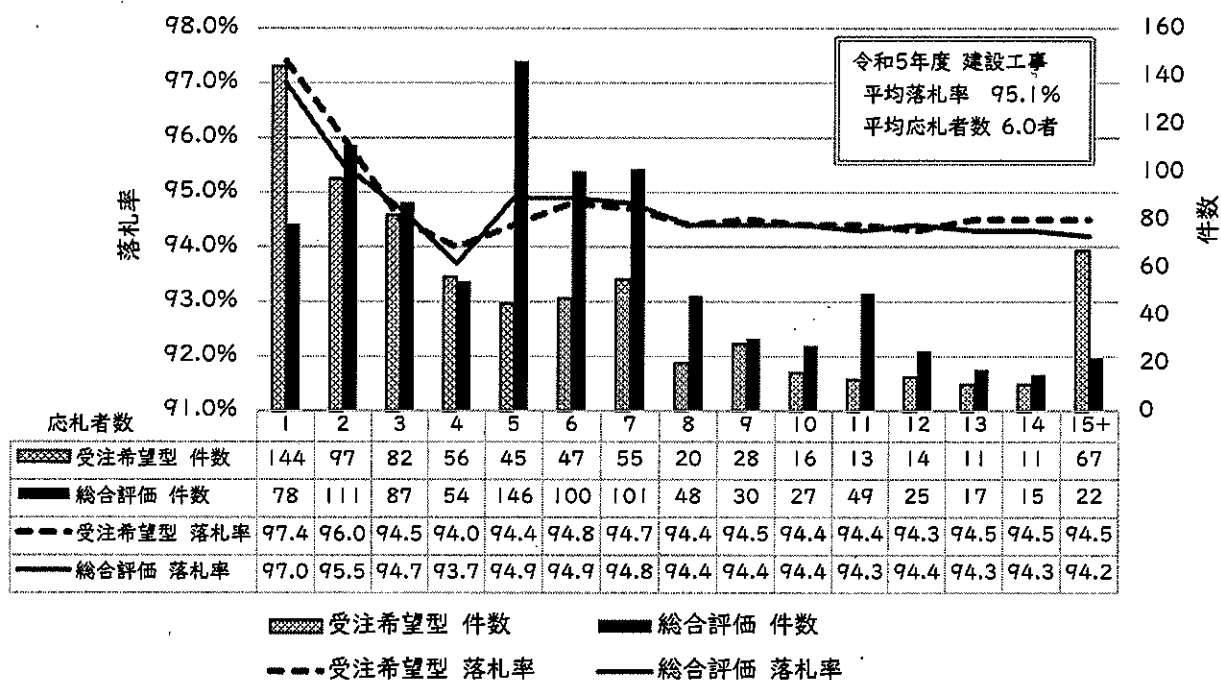


4 今後の予定

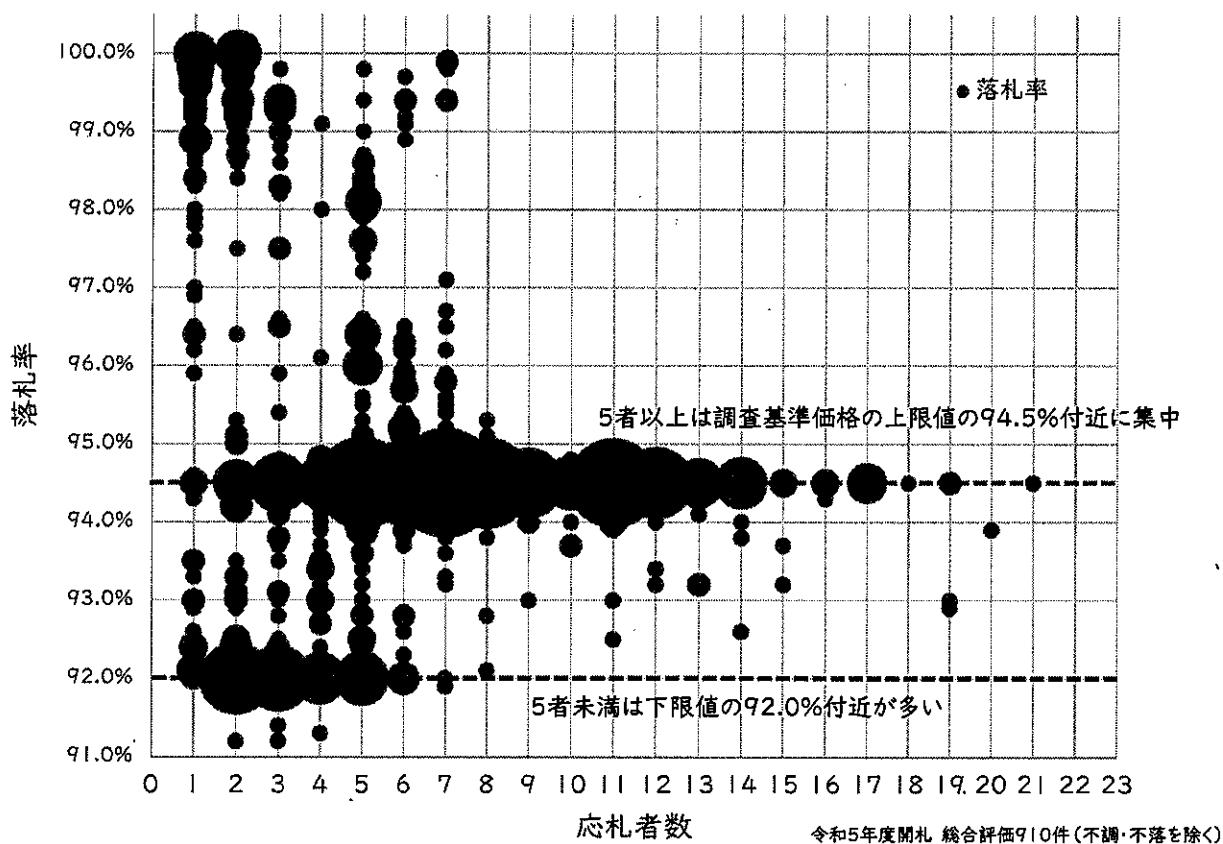
- 今後、関係者との意見交換等を行うとともに、入札シミュレーション等を行って細部の制度設計や電子入札システムの改修準備を進め、令和7年度の契約審議会に諮ってまいりたい。なお、意見交換等の状況によっては、今回の見直し方針を一部変更する場合がある。
- 新たな低入札価格調査制度の実施時期については、令和7年度中を目標とするが、実施後も引き続き入札状況の分析を行い、適宜、調査基準価格等の算定方法を含む制度の改善を検討してまいりたい。

令和5年度 建設工事 落札率の状況

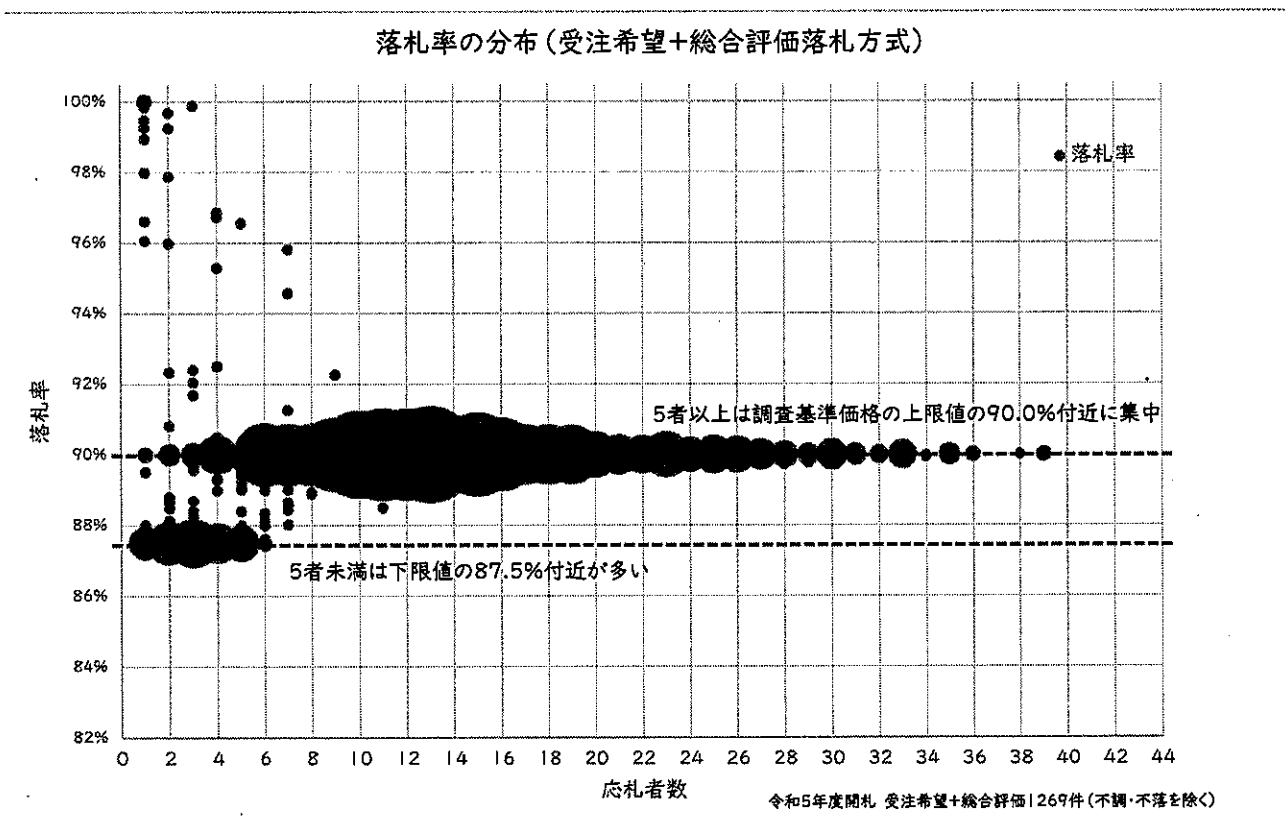
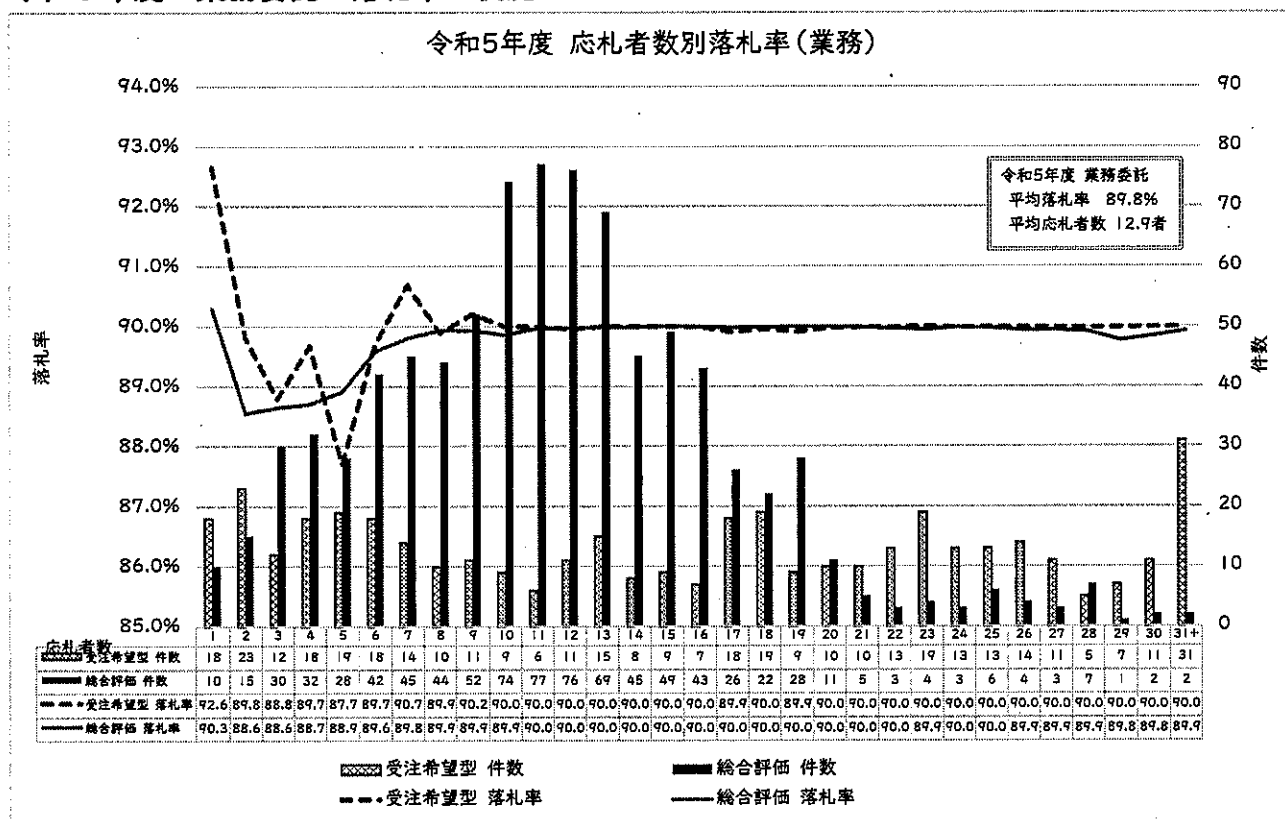
令和5年度 応札者数別落札率



落札率の分布 (総合評価落札方式)



令和5年度 業務委託 落札率の状況



建設工事の総合評価落札方式における 評価項目の見直し（週休 2 日工事）

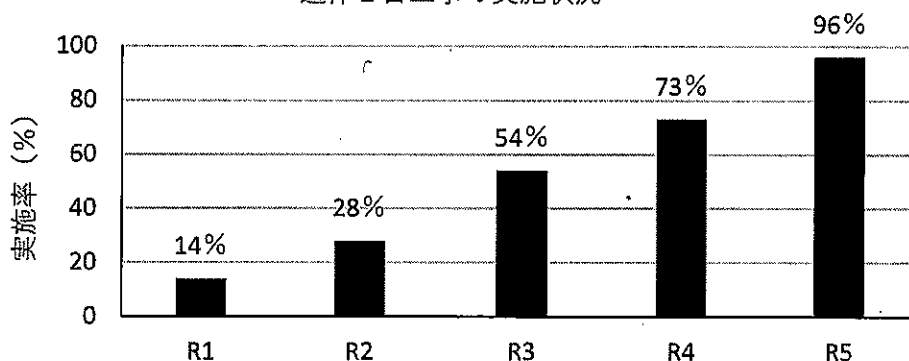
【取組番号 75-1】

長野県では、建設現場の働き方改革を推進する観点から「週休 2 日工事」に取り組んでいるが、建設現場での普及が進んだため、総合評価落札方式における価格以外の評価点（評価項目）を見直したい。

1 現状と課題

- 平成 30 年 4 月から施工者希望型を導入。令和元年 9 月から発注者指定型を導入。令和 5 年 10 月から原則発注者指定型による発注に移行。
- 令和 2 年 9 月から、総合評価落札方式（工事成績等簡易型）において「週休 2 日工事の実績」を加点点評価する取組を開始。
- 令和 5 年度の実施率は 96%となり、建設現場への普及が確認できた。

週休 2 日工事の実施状況



2 見直し内容

総合評価落札方式（工事成績等簡易型）における「週休 2 日の実績」の評価点を下記のとおり見直す。

(現行)			(見直し後)	
評価項目		評価点	評価点	
技術者要件	週休 2 日実績	0.25	廃止	
建設マネジメント	週休 2 日実績	0.25	廃止	

※ 工事成績評定の「週休 2 日」についても見直しを予定

3 実施時期

令和 7 年 5 月 1 日の入札公告案件からの適用を予定

資料 6-3

建設部 建設政策課 技術管理室
林務部 森林政策課

建設工事等における発注標準の見直し

【取組番号 20 等】

1 現状と経過

- 長野県入札制度合理化対策要綱等では、建設工事等において業者を選定しようとするときは、資格総合点数別発注標準及び建設工事入札参加資格者名簿により工事金額に対応する資格総合点数に属する有資格者の中から選定するものとされている。
- そのため、建設工事の①土木一式、②建築一式、③舗装工事、④電気・電気通信工事、⑤とび・土工・コンクリート工事、⑥解体工事、⑦管・鋼構造物（橋梁上部工除く）・造園・その他工事の7種類と⑧森林整備業務について資格総合点数別発注標準を作成している。
- 国土交通省は、ここ数年の建設工事費デフレーター（建設工事にかかる費用の相場を示す指標）の急上昇を踏まえ、直轄工事で等級区分がある6工種に設定している発注標準の工事金額の引き上げを 26 年ぶりに行い、請負契約を令和7年4月1日以降に締結する工事から適用することとしている。

2 見直し内容

- 国土交通省は、発注標準の工事金額の引き上げにあたり、全6工種に対し、令和2年度から5年度の建設工事費デフレーターの伸び率である 1.14 倍を一律に反映している。
（資料3-3 国土交通省 発注標準の見直し資料 参照）
- そのため、県でも資料3-2のとおり、国土交通省と同様の伸び率 1.14 倍を各業種に反映し、発注標準の工事金額の引き上げを行う。

3 今後の予定

- 令和7年1月31日まで申請を受け付けていた令和7・8・9年度の建設工事における入札参加資格の資格有効期間の始期に向け、引き上げた工事金額による資格総合点数別発注標準表を作成し、令和7年5月1日の入札公告案件から適用する。

令和7・8・9年度建設工事等における資格総合点数別発注標準表

令和7・8・9年度資格総合点数別発注標準における工事金額の設定方法

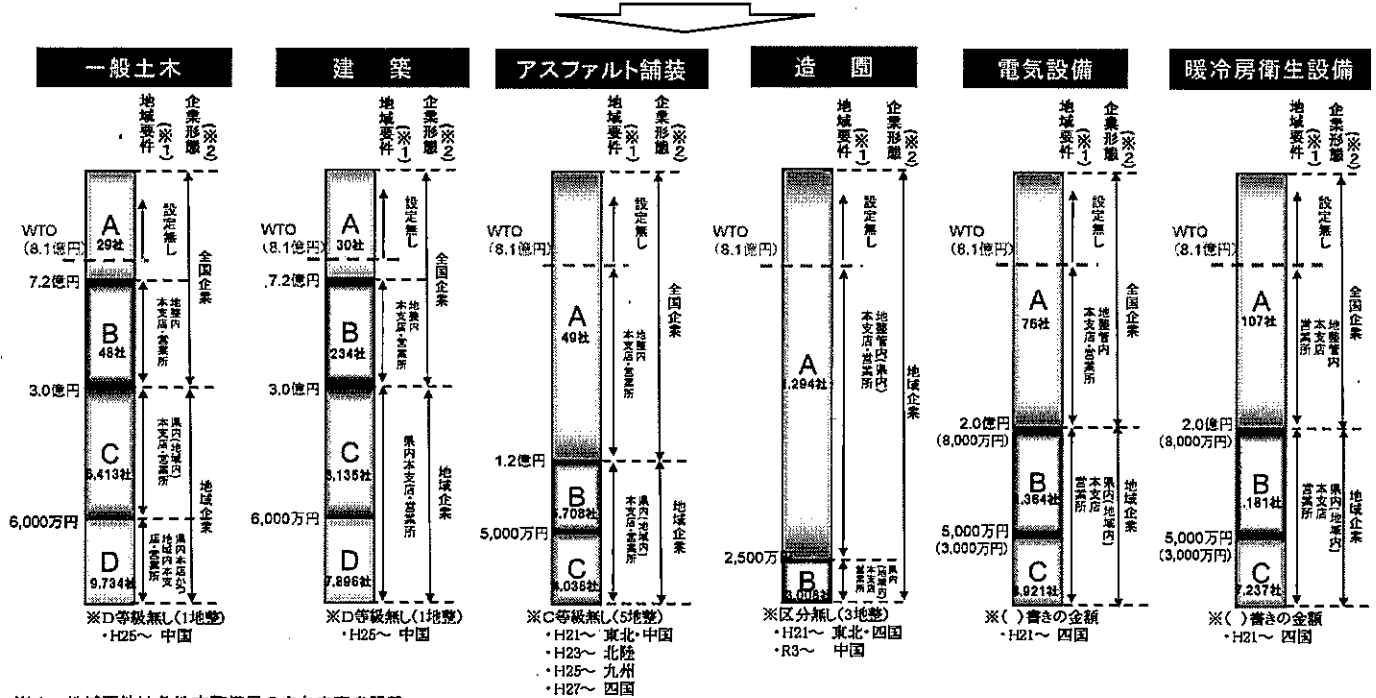
- ・令和4・5・6年度資格総合点数別発注標準の工事金額に 1.14 を乗じ、以下により金額を丸める
- ・丸めの単位・・・500万円未満:50万円単位、500～1,000万円未満:100万円単位、
1,000～5,000万円未満:500万円単位、5,000万円以上:1,000万円単位
- ・丸めた結果、令和4・5・6年度と同額となる場合は上記単位で切り上げる

令和4・5・6年度			令和7・8・9年度		
区分	資格総合点数	工事金額	資格総合点数	工事金額	工事金額
①土木一式			令和7・8・9年度の区分ごとの資格総合点数は、入札参加資格の申請状況を踏まえ、今後設定		2,000万円以上
A	1007以上	1,500万円以上			900万円～9,000万円未満
B	1006～842	800万円～8,000万円未満			3,500万円未満
C	841～759	3,000万円未満			2,000万円未満
D	758～675	1,500万円未満			900万円未満
E	674以下	800万円未満			
②建築一式					2,500万円以上
A	949以上	2,000万円以上			1,000万円～1億円未満
B	948～818	900万円～9,000万円未満			5,000万円未満
C	817～751	4,500万円未満			2,500万円未満
D	750～671	2,000万円未満			1,000万円未満
E	670以下	900万円未満			
③舗装工事					全工事
A	970以上	全工事			4,000万円未満
B	969～850	3,500万円未満			600万円未満
C	849以下	500万円未満			
④電気・電気通信工事					250万円以上
A	819以上	200万円以上			2,500万円未満
B	818～707	2,000万円未満			700万円未満
C	706以下	600万円未満			
⑤とび・土工・コンクリート工事					250万円以上
A	872以上	200万円以上			6,000万円未満
B	871～775	5,000万円未満			800万円未満
C	774以下	700万円未満			
⑥解体工事					250万円以上
A	844以上	200万円以上			6,000万円未満
B	843～752	5,000万円未満			800万円未満
C	751以下	700万円未満			
⑦管・鋼構造物(橋梁上部工除く)・造園・その他工事					250万円以上
A	863以上	200万円以上			3,500万円未満
B	862～775	3,000万円未満			800万円未満
C	774以下	700万円未満			
⑧森林整備(選木を必要とする作業を主体とする業務)					150万円以上
A	750以上	100万円以上			900万円未満
B	750～590	800万円未満			600万円未満
C	590未満	500万円未満			

発注標準の見直し

発注関係事務の運用に関する指針改正案

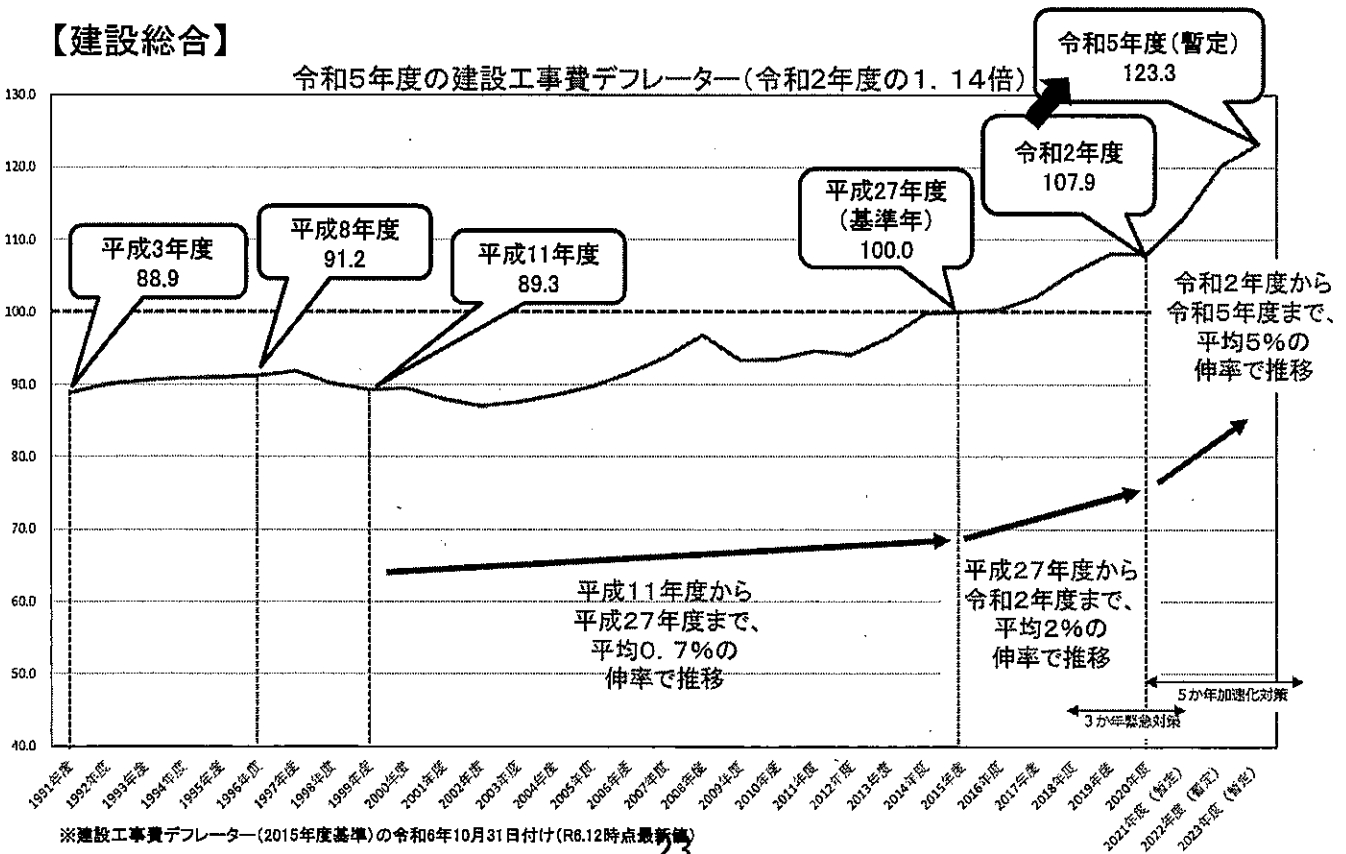
地域の実情等を踏まえ、予算、事業計画、工事内容、工事費等を考慮し、また地域における公共工事の担い手の育成・確保に配慮し、競争性の確保に留意しつつ、競争参加資格や工区割り、発注ロット等を適切に設定し、各工事の手続期間や工期を考慮して工事の計画的な発注を行う

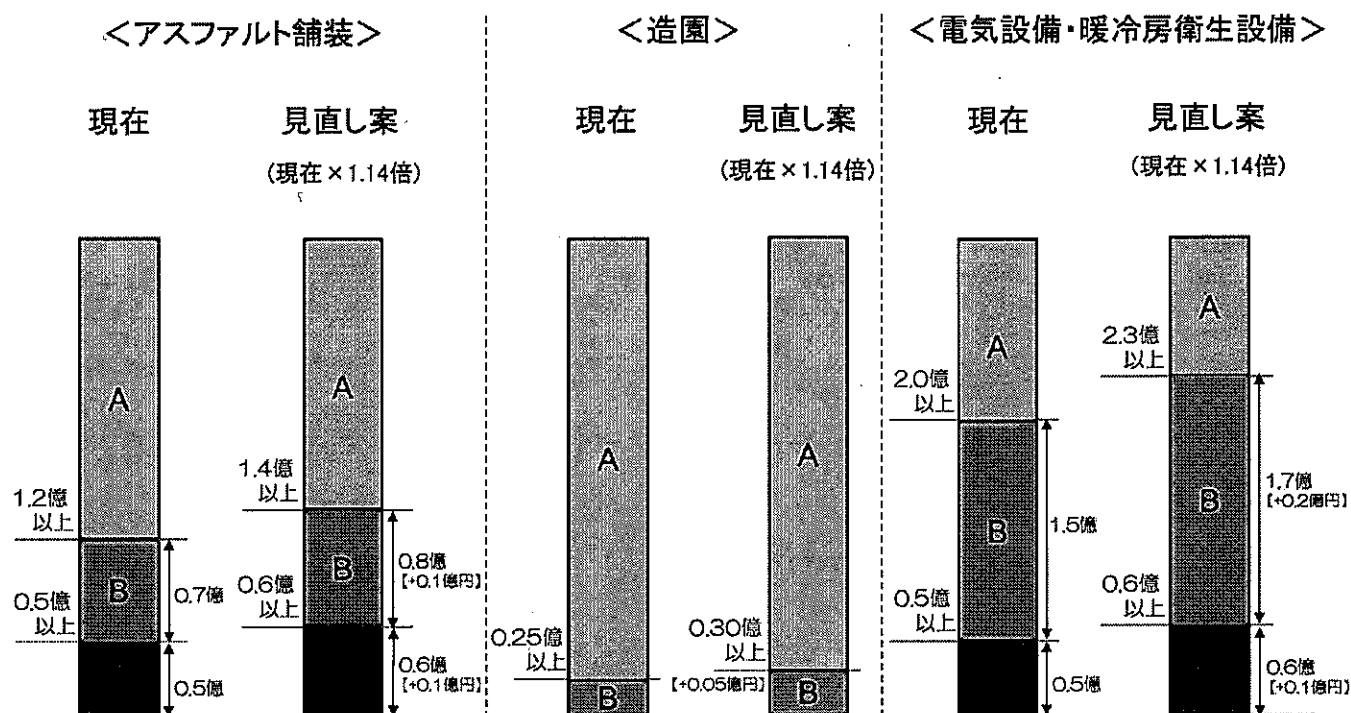
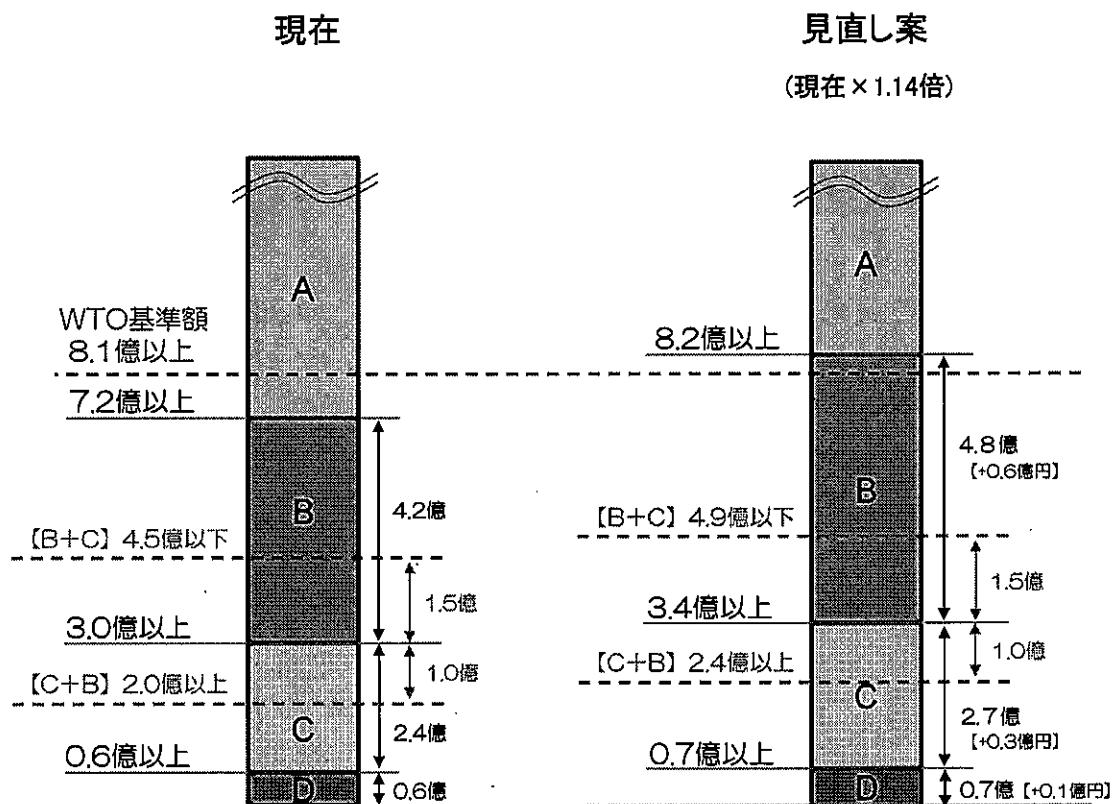


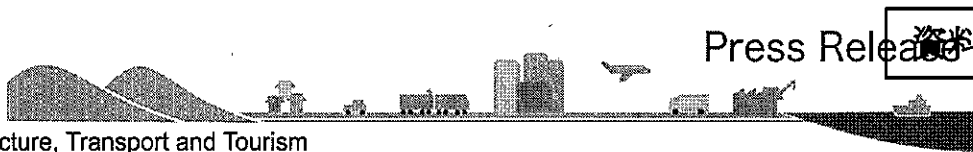
- ※1 地域要件は各地方整備局の主な内容を記載
 ※2 企業形態は、構成する企業の主な形態を記載
 ※3 1業種について、複数の地整で登録している場合は、本店所在地の地整等級にて計上(重複無しで整理)

発注標準の見直し

建設工事費デフレーター(2015年基準)







令和 7 年 2 月 1 4 日
不動産・建設経済局
大臣官房参事官（建設人材・資材）付

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について

～今回の引き上げにより、13 年連続の上昇～

- 令和 6 年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、公共工事設計労務単価を決定し、令和 7 年 3 月から適用することとしたので、お知らせします。

【改定後の単価のポイント】

- 1 今回の決定により、全国全職種単純平均で前年度比 6.0% 引き上げられることになります。（資料 1）
- 2 また、必要な法定福利費相当額を加算するなどの措置を行った平成 25 年度の改定から 13 年連続の引き上げにより、全国全職種加重平均値が 24,852 円となりました。（資料 2）
- 3 労務単価には、事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていません。よって、下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から値引くことは不当行為です。（資料 3）

【問合せ先】

不動産・建設経済局 大臣官房参事官（建設人材・資材）付
企画専門官 三道（内線：24863）、指導調整係長 玉田（内線：24865）
（電話）03-5253-8111【代表】、03-5253-8283【直通】

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 1

ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比；+6. 0 %
 主要12職種※ (23,237円) 令和6年3月比；+5. 6 %

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

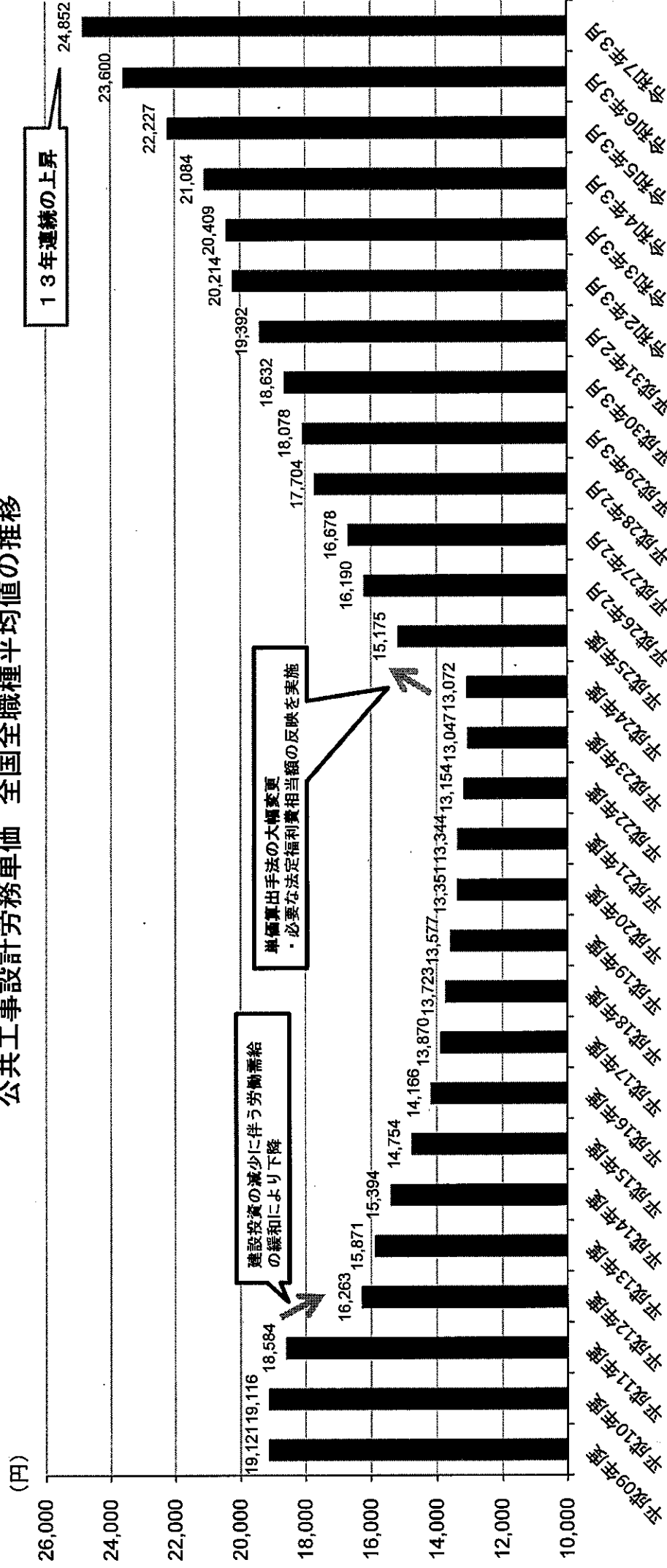
職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5. 6 %	運転手（一般）	24,605円	+5. 4 %
普通作業員	22,938円	+5. 3 %	型 わ く 工	30,214円	+5. 1 %
軽作業員	18,137円	+6. 8 %	大 工	29,019円	+6. 3 %
と び 工	29,748円	+4. 8 %	左 官	29,351円	+6. 8 %
鉄 筋 工	30,071円	+5. 9 %	交通誘導警備員 A	17,931円	+5. 7 %
運転手（特殊）	28,092円	+5. 0 %	交通誘導警備員 B	15,752円	+5. 7 %

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

資料 2

公共工事設計労務単価 全国全職種平均値の推移



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレース式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

「公共工事設計労務単価」と「雇用に伴う必要経費」の関係

資料 3

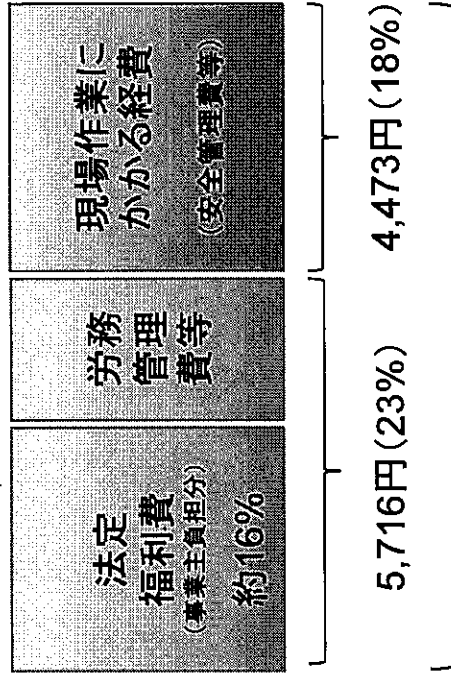
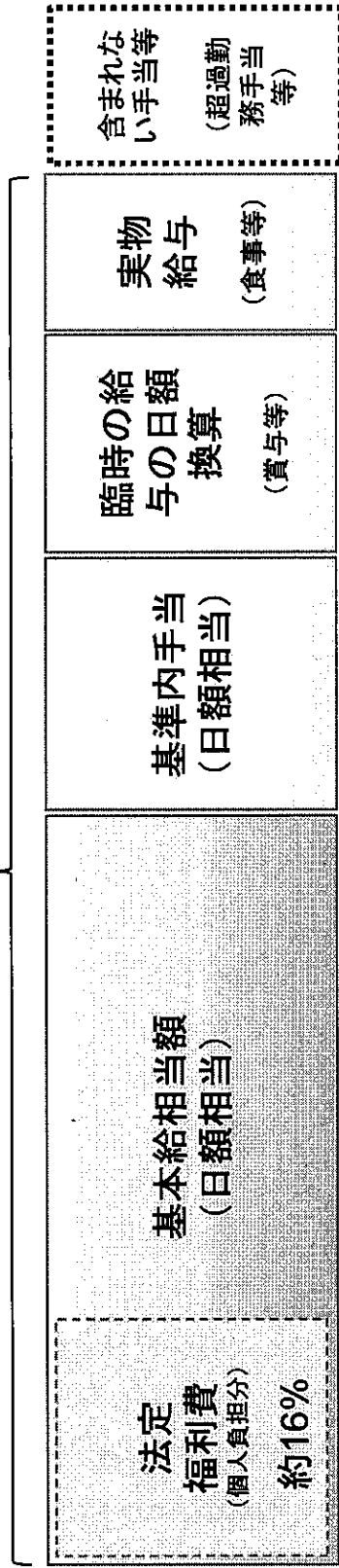
- 労働者本人が受け取るべき賃金を基に、日額換算値(所定内労働時間8時間)として労務単価を設定
⇒ 例えば、日給制の労働者が受け取る日当よりも広い概念。法定福利費も全額反映
- 労務単価には、事業主が負担すべき必要経費(法定福利費、安全管理費等)は含まれていない。
- 事業主が下請代金に必要経費分を計上しない、又は下請代金から必要経費を値引くことは不当行為

※イメージ図

新単価の加重平均 24,852円(100%)

労働者本人が受け
取るべき賃金
(≡労務単価)

この他に事業主が
支払う人件費
(必要経費)



10,189円(41%)

労務単価が24,852円(100%)の場合
には、事業主が労働者一人の雇用に
必要な経費は、35,041円(141%)に
なることに留意が必要



令和 7 年 2 月 28 日
大臣官房技術調査課
道路局国道・技術課
国土技術政策総合研究所

令和 7 年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定 ～公共事業の働き方改革を推進するための環境整備に取り組めます～

国土交通省では、実態調査等に基づき、必要に応じて、直轄土木工事・業務に適用する積算基準等を改定してきています。

今般、令和 7 年度から適用する新基準等として、熱中症対策、働き方改革等の加速や円滑な施工体制の確保など、現場実態を踏まえた各種改定を行います。

なお、これらの新基準等は、地方ブロック発注者協議会等を通じて、全国の都道府県・政令市に情報提供する予定です。

※ 詳細は別紙のとおり

問い合わせ先

国土交通省 TEL：03-5253-8111(代表)

大臣官房技術調査課 TEL：03-5253-8221(直通)

大臣官房技術調査課 参事官グループ TEL：03-5253-8120(直通)

道路局国道・技術課 TEL：03-5253-8498(直通)

国土技術政策総合研究所 TEL：029-864-2677(直通)

<土木工事関連>

工 事 全 般：大臣官房技術調査課 事業評価・保全企画官 栗原 (内線22353)
土木工事共通仕様書等：大臣官房技術調査課 課長補佐 嶋本 (内線22352)
標準歩掛・機械等損料：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 下田 (内線22436)
ICT・積算基準類：大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 阿久根 (内線22427)
施工パッケージ型積算：国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター
社会資本システム研究室主任研究官 櫻井

<電気通信関係(工事・業務)>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 國吉 (内線22374)

<鋼橋積算基準関係>

道路局国道・技術課 課長補佐 配島 (内線37865)

<業務関係>

大臣官房技術調査課 課長補佐 高見 (内線22333)

<機械設備関係(工事・業務(点検・整備))>

大臣官房参事官(イノベーション)グループ 課長補佐 工藤 (内線22422)

1. 直轄工事等における積算改定項目（働き方改革関係）**（1）現場環境の改善費用の充実（参考資料 1 ページ）**

「地球沸騰」が指摘される中、建設現場の作業環境を改善するため、「現場環境改善費」(率計上)から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用については、「現場環境改善費」(率計上)の50%を上限に設計変更します。

（2）完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方への支援

（参考資料 2 ページ）

令和 6 年度までに週休 2 日が定着したことから、令和 7 年度からは地域の実情を踏まえ、完全週休 2 日（土日）の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施します。新たな取り組みとして、週単位の週休 2 日（完全週休 2 日（土日））の補正係数を新設します。

（3）移動時間等を踏まえた歩掛改定（参考資料 3、4 ページ）

資材基地等から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和 4 年度に調査表の全面見直しを実施しました。

令和 6 年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても現場移動等により作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、令和 7 年度の歩掛改定に反映しました。

また、建設機械を日々回送して使用する工種において、実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られたことから、歩掛改定に反映しました。

（4）改正品確法を踏まえた災害協定に基づく労災保険等の積算

改正品確法に定められた災害協定における負傷等に対する民間労災に係る法定外保険、第三者損害賠償保険等で必要な保険契約について、令和 7 年度を目処にその積算方法を検討します。

2. 円滑な施工体制の確保

(1) 大規模災害の被災地における復興係数・復興歩掛（参考資料 5 ページ）

平成 23 年東日本大震災（岩手・宮城・福島県内）、平成 28 年熊本地震（熊本県内）の被災地では、工事に必要な資材等の不足や作業効率の低下が発生してきました。

実態調査結果を踏まえ、間接工事費の補正（復興係数）や歩掛の日当り標準作業量の補正（復興歩掛）を設定します。

(2) 測量業務の諸経費（参考資料 6 ページ）

実態調査の結果を踏まえ、測量業務の諸経費率を改定します。

3. 共通仕様書等の改定

(1) 工事関係

土木工事共通仕様書、施工管理基準、電気通信設備工事共通仕様書について、改正された各種基準類との整合を図るとともに、I C T 技術の全面的な活用を推進するため、一部改定します。

また、労働環境を改善し、円滑な実施と品質向上に努めることを目的に、受発注者間における仕事の進め方として、ウィークリースタンスの実施に努めることを規定する等の改定をします。

(2) 業務関係

測量業務共通仕様書、地質・土質調査業務共通仕様書、土木設計業務等共通仕様書、電気通信施設設計業務共通仕様書について、各種基準類の改定等を踏まえ、一部改定します。

4. その他の現場実態を踏まえた改定

(1) 土木工事関係

1) 土木工事標準歩掛の改定（参考資料 7 ページ）

<新規制定【3 工種】>

- ①排水材設置工（水平排水層）
- ②中層混合処理工（I C T）
- ③切削オーバーレイ工（I C T）

<使用機械、労務等の変動による改定【6 工種】>

- ①スラリー攪拌工、②全回転オールケーシング工、③残存型枠工、
- ④締切排水工、⑤雪寒仮囲い工、⑥大型土のう工

<移動時間を考慮した改定【4 工種】>

- ①構造物補修工（断面修復工）、②切削オーバーレイ工、

③油圧圧入引抜工、④床版補強工

＜建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】＞

①鋼橋架設工

2) 施工パッケージ型積算関係の改定（参考資料8ページ）

＜使用機械、労務等の変動により改定を行う工種【4工種】＞

①発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、

②護岸基礎ブロック据付工、③舗装版クラック補修工、

④消波根固めブロック工

＜移動時間を考慮した工種【6工種】＞

①排水構造物工（暗渠排水管）、②塵芥処理工、

③路盤工、④路盤工（ICT）、⑤透水性アスファルト舗装工、

⑥沓座拡幅工

（2）鋼橋製作費の改定（参考資料9ページ）

鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ、改定します。

（3）ICT活用工事（参考資料10、11ページ）

ICT活用工事の更なる普及促進のため、適用工種の拡大を行います。

＜新規制定【1工種】＞

・軟弱地盤処理工（サンドコンパクションパイル工）（ICT）

実態調査の結果を踏まえ、ICT活用工事の積算について見直しします。

＜廃止＞

・保守点検

（4）新技術基準類の制定（参考資料12ページ）

新技術積算基準類（特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準）について、新規制定【5技術】

1. SAVE コンポーザーHA

2. ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）

3. 高機能床版排水パイプ

4. 油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法

5. 消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」

(5) 設計業務等標準歩掛 (参考資料 1 3 ~ 1 5 ページ)

実態調査の結果を踏まえ、軟弱地盤技術解析業務、橋梁予備設計、橋梁詳細設計の歩掛を改定します。

(6) 機械設備積算基準 (参考資料 1 6 ページ)

実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛及び諸経費を改定します。

また、技術基準類の改定に伴い、既存制定工種歩掛の作業範囲を改定します。

1) 機械設備工事積算基準の改定【3 工種】

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①河川用水門設備における二次コンクリート及び型枠費
- ②揚排水ポンプ設備における低圧受電の場合の受電設備据付材料費
- ③工場及び現場塗装におけるプライマー処理並びにエアレススプレー塗りの歩掛

2) 機械設備点検・整備積算基準の改定【改定：2 工種】

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ① ダム用水門設備の共通仮設費率

技術基準類の改定に伴う作業範囲の改定

- ① トンネル換気設備の標準点検工数 (月点検・年点検)

適用スケジュール (参考資料 1 7 ページ)

1. (2)、4. (4) の改定内容については、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札公告等を行う工事から適用します。(個別に適用時期を示しているものは除く)

1. (1)、(3)、2. (1) ~ 4. (3)、4. (5)、(6) の改定内容については、令和 7 年 4 月 1 日以降に入札書提出締切日が設定されるものから適用します。(個別に適用時期を示しているものは除く)

ただし、1. (1)、(3)、2. (1)、(2)、4. (1)、(2)、(3)、(5)、(6) については、令和 7 年 3 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に入札書提出締切日が設定されるものを対象として、契約後に改定内容に基づいた変更をすることができます。

令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定

国土交通省

大臣官房技術調査課

大臣官房参事官グループ

道路局 国道・技術課

国土技術政策総合研究所

社会資本マネジメント研究センター 社会資本システム研究室



1.(1) 現場環境の改善費用の充実

- 従来、国土交通省直轄工事の積算では、ミストファン等の設備対応を共通仮設費（現場環境改善費）、経口保水液・空調服等の労務管理にかかる費用を現場管理費（真夏日の日数に応じて補正）にて計上。
- 工期設定では、猛暑日を考慮して設定。想定以上に猛暑日が確認された場合、適切に工期変更（延長）を行い、工期延長日数に応じて増加費用を計上。
- 令和7年度より、「現場環境改善費」（率計上）から避暑（熱中症対策）・避寒対策費を切り離し、熱中症対策・防寒対策にかかる費用を「現場環境改善費」（率計上）の50%を上限に、設計変更を実施。

<共通仮設費（現場環境改善費）>

現行	
率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費 3. 避暑（熱中症対策）・避寒対策
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

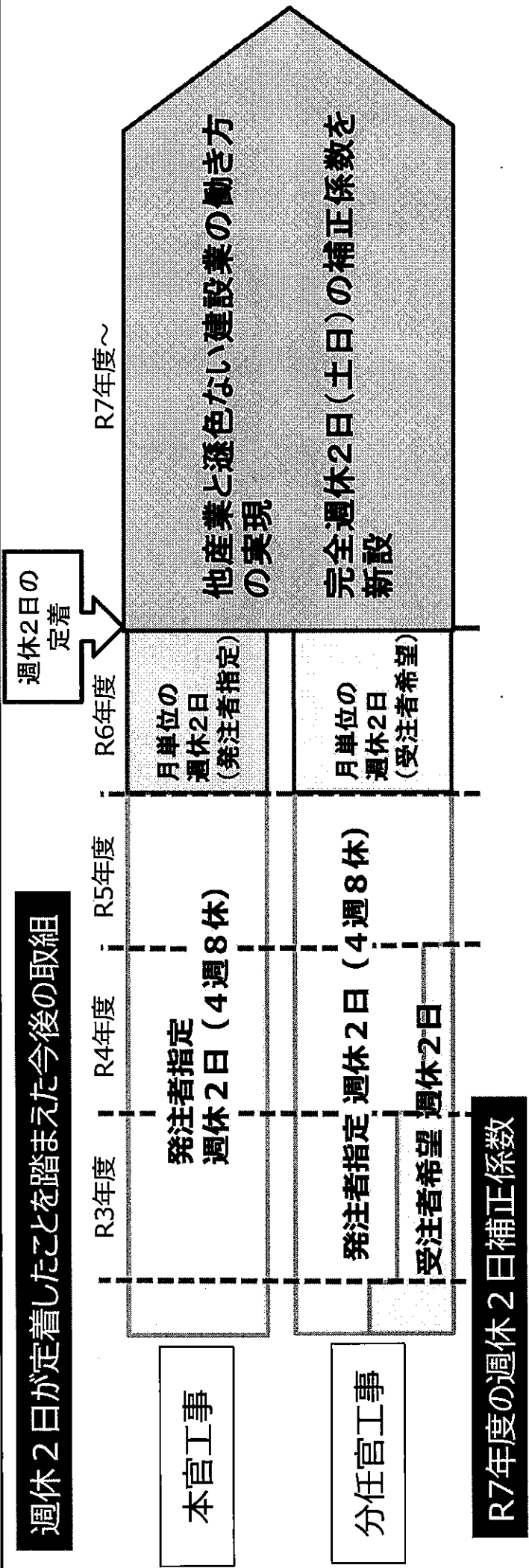
今後	
率計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善（仮設備関係）	1. 用水・動力等の供給設備 2. 緑化・花壇 他
現場環境改善（営繕関係）	1. 現場事務所の快適化 2. 労働宿舍の快適化 他
現場環境改善（安全関係）	1. 盗難防止対策 2. イメージアップ経費
地域連携	1. 見学会の開催 2. デザイン工事看板 他

※計上費目4項目から5つ選択（1項目重複）

積み上げ計上費目（精算時の設計変更対象）

主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、設計変更。なお、積み上げ計上の場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の50%を上限。

- 週休2日が定着したことを踏まえ、他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け総力を挙げ取り組む。
- 令和7年度からは、地域の実情を踏まえ、完全週休2日(土日)の実現等の多様な働き方を支援する取組を実施。
※補正係数の適用に当たっては、天候等の受注者の責によらない場合、代替休日を設定するなど、建設現場の施工条件に留意して運用。
※完全週休2日(土日)の達成状況を考慮し、工事成績での加点を廃止。



工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日(土日))
補正無し	労務費:1.02 共通仮設費:1.01 現場管理費:1.02	労務費:1.02 共通仮設費:1.02 現場管理費:1.03
工期単位(4週8休)	月単位	週単位(完全週休2日)
補正無し	労務費:1.02 現場管理費:1.02	労務費:1.02 現場管理費:1.03

<現場閉所>

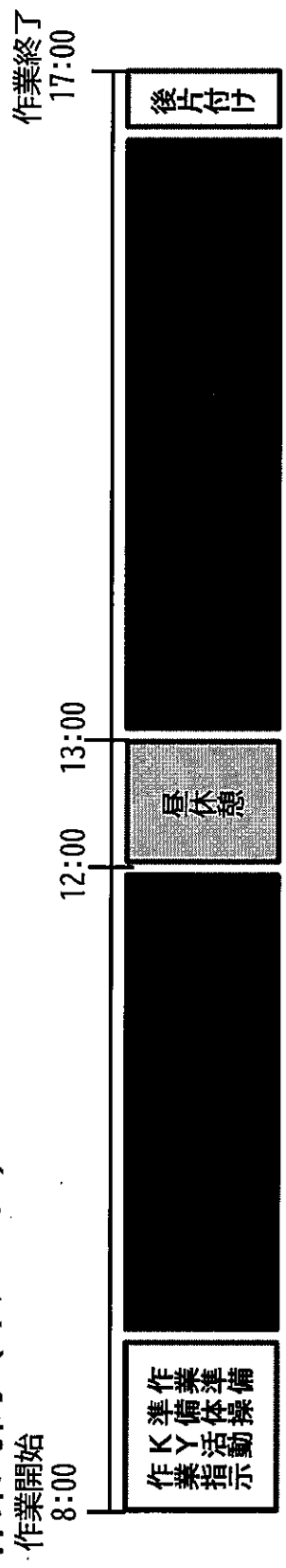
<交替制>

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改定

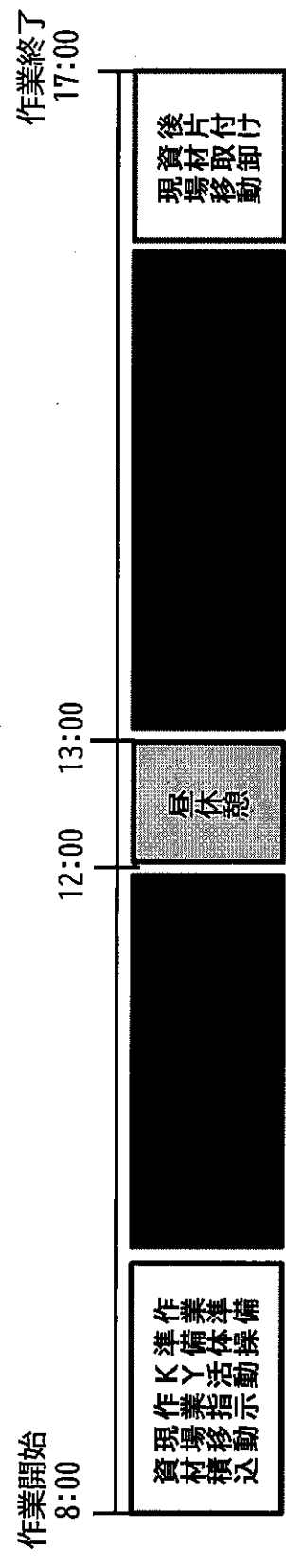
時間外労働の上限規制対応【移動時間を考慮した歩掛の改正】

- KY活動や準備体操、現場内の移動時間や後片付け等は一日の作業時間（就業時間）に含まれており、標準歩掛においても適切に反映されている。
- 路上工事など常設の作業帯が現場に設けられない工事において、別途設けられた資材基地から現場への移動時間を適切に反映できるよう、令和4年度に調査表の全面見直しを実施。
- 令和6年度は、路上工事だけでなく仮設工事においても同様の傾向が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間を踏まえた作業時間（イメージ）



○ 切削オーバーレイ工など10工種で、現場移動等により実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒R7年度歩掛改正に反映

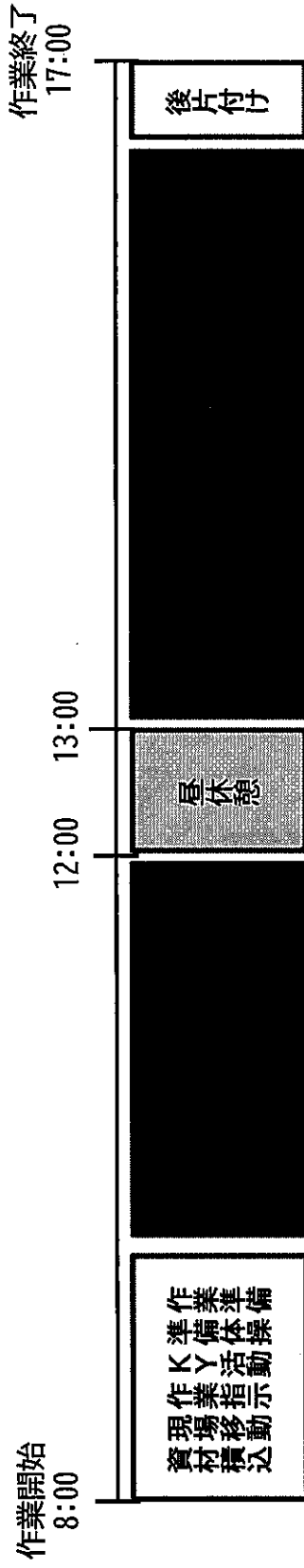
切削オーバーレイ工、構造物補修工（断面修復工）、油圧圧入引抜き工、床版補強工、塵芥処理工、排水構造物工（暗渠排水管）、路盤工、路盤工（ICT）⁴⁰、透水性アスファルト舗装工、沓座拡幅工

1.(3) 移動時間等を踏まえた歩掛改正

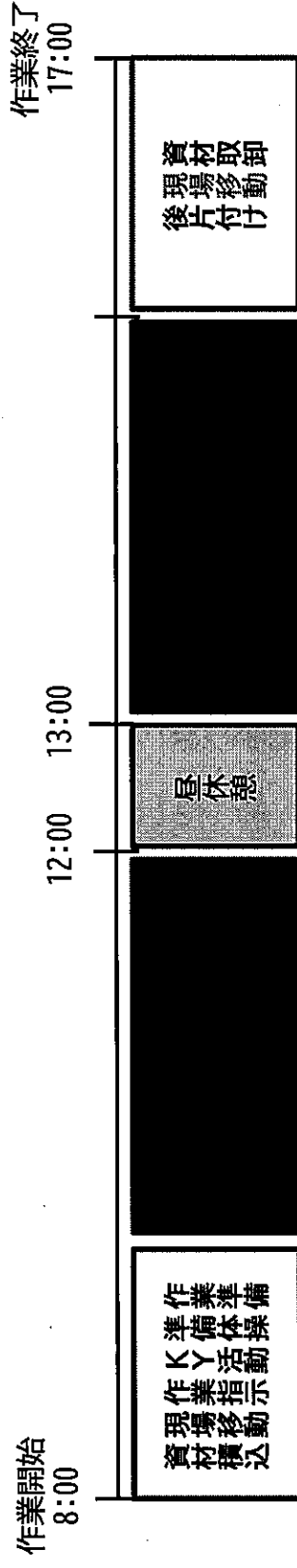
時間外労働の上限規制対応【建設機械の回送時間を考慮した歩掛の改正】

- 令和6年度は、建設機械を日々回送して使用する工種において、日当たり施工量に変動が見られたことから、これを適切に反映。

■従前の作業時間（イメージ）



■移動時間の増加により変化した作業時間（イメージ） ※日々回送する移動式クレーン



○鋼橋架設のバント設備にかかる工種において、移動式クレーンが日々回送することで実作業時間が短くなり、日当たり施工量が減少している傾向が見られた。⇒令和7年度歩掛改正に反映

鋼橋架設工（バント設備設置・撤去、バント基礎設置・撤去）

4.(1) 1) 令和7年度 土木工事標準歩掛の改定

1. 土木工事標準歩掛 【14工種】

土木工事標準歩掛は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における単位施工量当たり、若しくは日当たりの労務、材料、機械等の規格や所要量について工種ごとにとりまとめたもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定

(1) 新規制定【3工種】

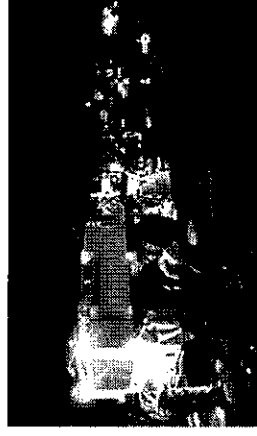
①排水材設置工（水平排水層） ②中層混合処理工（ICT） ③切削オーバーレイ工（ICT）



排水材設置工（水平排水層）



中層混合処理工（ICT）



切削オーバーレイ工（ICT）

(2) 使用機械、労務等の変動による改定【6工種】

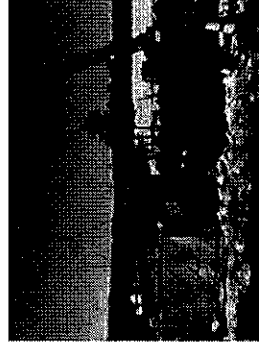
①スラリー攪拌工、②全回転オールケーシング工、③残存型枠工、④締切排水工、⑤雪寒仮囲い工、⑥大型土のう工

(3) 移動時間を考慮した改定【4工種】

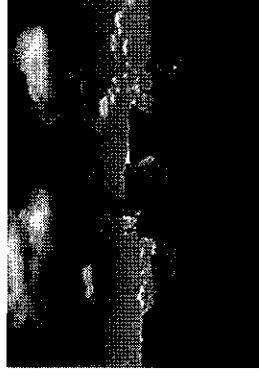
①構造物補修工（断面修復工）、②切削オーバーレイ工、③油圧圧入引抜工、④床版補強工

(4) 建設機械の回送時間を考慮した改定【1工種】

①鋼橋架設工



雪寒仮囲い工



大型土のう工



油圧圧入引抜工



鋼橋架設工

4.(1)2) 令和7年度 施工パッケージ型積算関係の改定

2. 施工パッケージ関係歩掛 【10工種】

施工パッケージ型積算基準は、土木請負工事費の積算に用いる標準的な施工条件における機械経費、労務費、材料費を含む単位施工量当り「単価」を工種区分毎に設定したもので、「施工合理化調査等の実態調査」の結果を踏まえ、施工パッケージ型積算基準及び標準単価表を改定

(1) 使用機械、労務等の変動により改定を行う工種 【4工種】

- ①発泡スチロールを用いた超軽量盛土工、
- ②護岸基礎ブロック据付工、③舗装版クラック補修工、
- ④消波根固めブロック工



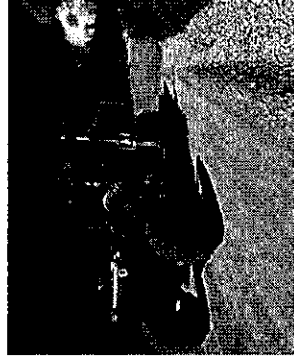
発泡スチロールを用いた超軽量盛土工



護岸基礎ブロック据付工

(2) 移動時間を考慮した工種 【6工種】

- ①排水構造物工（暗渠排水管）、②塵芥処理工、
- ③路盤工、④路盤工（ICT）、⑤透水性アスファルト舗装工、
- ⑥沓座拡幅工



路盤工（ICT）



排水構造物工（暗渠排水管）

「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」の公表

施工パッケージ型積算方式の理解向上に資するため、施工パッケージ標準単価の代表機械規格のうち、代表機械規格及び代表労務規格の参考数量（積算単位当りの労務の人工数や機械の運転日数等）を「施工パッケージ型積算方式標準単価表（参考資料）」として、国土技術政策総合研究所HPに掲載（令和7年3月末公表）。

(https://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/theme_sekop.htm)

4.(2) 鋼橋製作工

○ 鋼橋製作工の歩掛について、製作現場の実態を踏まえ改定

● 製作費

鋼橋製作費 本体製作工
 加工組立工数(標準工数(人／個))

種 別	現 行		改 定	
	a1 大型	6. 3 9	6. 7 6	
丸型鋼橋脚	a2 小型	0. 5 4	0. 5 7	

鋼橋製作費 本体製作工
 仮組立て工数(標準工数(人／個))

種 別		現 行		改 定	
鋼床版鈑桁	c	3. 6 1	4. 1 7	ア-チ	2. 7 0
	c	2. 5 5			

鋼橋製作費 付属物製作工数 伸縮継手(標準工数(人／t))

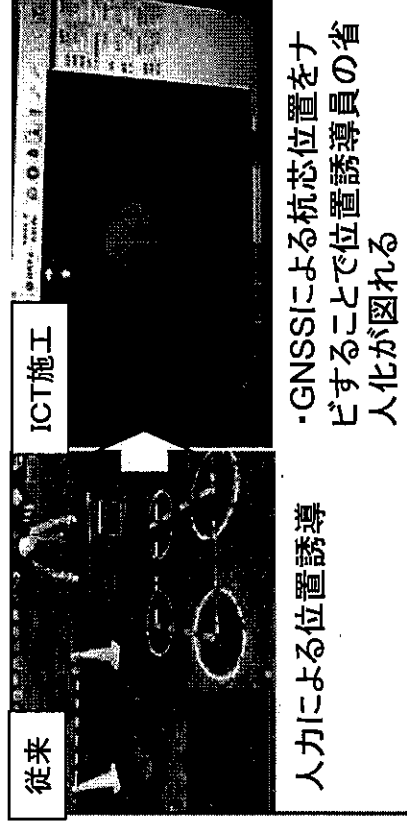
形 式		現 行		改 定	
フィンガー形式 (J-1)	d	1 1. 2	1 5. 3	車道部はフィンガー形式 歩道部重ね合わせ (踏板) 形式 (J-2)	1 4. 9
	d	1 2. 2			

軟弱地盤処理工(サンドコンパクションパイル工)(ICT)

【概要】

ICTを活用し、地盤改良が必要な箇所に建設機械を設置する位置決め作業や施工後の杭径、間隔、杭深の確認作業の効率化を図る工法。

また、取得データにより砂投入量も確認できるので、杭品質の向上も期待できる。



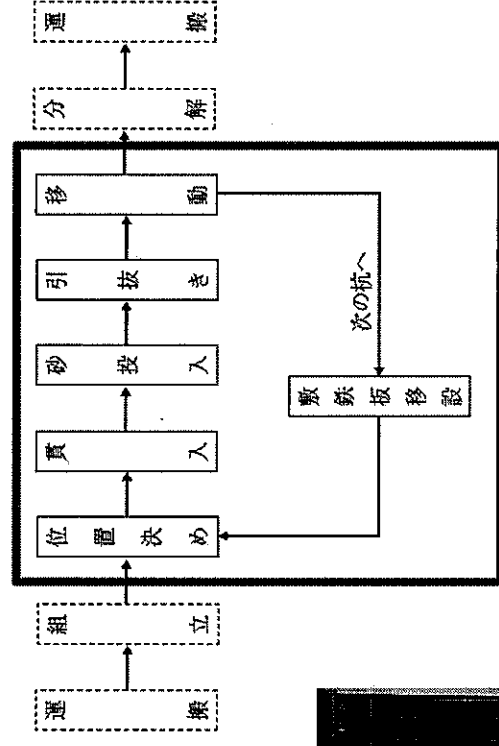
位置決め作業の効率化

【今回整備】

- ICT活用工事 実施要領
- ICT活用工事 積算要領
- 3次元計測技術を用いた出来形管理要領 45

計測データを用いた砂投入量の管理

【施工フロー】



「ICT建設機械による施工」の積算における「保守点検」の廃止

○作業前後において、ICT建設機械は通常建設機械とは異なり、通信機器や表示モニター等の点検や確認に要する作業が別途必要となることから、保守点検費用としてが以下の算定式に費用を計上。

【保守点検】

$$\text{保守点検} = \text{土木一般世話役 (円)} \times 0.05 \text{ (人/日)} \times \frac{\text{施工数量 (m}^3\text{)}}{\text{作業日当り標準作業量 (m}^3\text{/日)}}$$

○実態調査の結果、点検・確認作業にかかる時間に差異が見られなかったことから、保守点検費用の別途計上を廃止。

＜通常建設機械の点検作業＞

作動油チェック、残燃料確認、油漏れ・水漏れ目視点検、履帯緩み確認、グリス給脂、バックカメラ点検などを実施

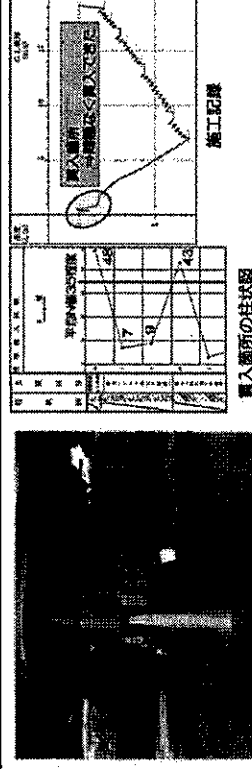


4.(4) 新技術基準類の制定

新技術積算基準類（特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準）【5技術】

- 新技術積算基準類は、**有用な新技術の現場実装**を目的に、受注者及び発注者の工事費積算の手間が省けるよう、推奨技術及び準推奨技術の**基準類（積算基準等）を整備**。
- 令和6年度は、次の**5技術の基準類を整備**。

技術名称	NETIS登録番号	技術の位置づけ (有用な技術名称)	整備内容
SAVEコンポーザーHA	CB-160026-VE	[★R4推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
ウォータージェットはつり処理工法（ジェットマスター JMK-2100）	CB-180013-VE	[★R6推奨][★活用促進]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
高機能床版排水パイプ	HK-200001-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準
油圧ハンマの騒音防止装置を使用した鋼管杭の打止め工法	KT-210028-VE	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準
消雪パイプ温水高圧洗浄「リバーサルクリーニング」	HR-220004-A	[★R6推奨]	特記仕様書記載例、積算基準（機械損料含む）、施工管理基準



＜SAVEコンポーザーHA（サンドコンパクションパイル工）＞ ＜ウォータージェットはつり処理工法＞

■ 新技術積算基準類の公表

上記技術の積算基準類について、NETISのHPに掲載（令和7年3月中旬公表予定）。
[\(https://www.netis.mlit.go.jp/netis/\)](https://www.netis.mlit.go.jp/netis/)

改定のポイント

- 機械設備積算基準は、土木機械設備請負工事費等の積算に用いる標準的な施工条件における労務工数、材料数量、直接経費等の所要量についてとりまとめたもの。
- 実態の結果を踏まえ、既存制定工種の歩掛及び諸経費を改定。
- 技術基準類の改定に伴い、既存制定工種歩掛の作業範囲を改定。

(1) 機械設備工事積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①河川用水門設備における二次コンクリート及び型枠費
- ②揚排水ポンプ設備における低圧受電の場合の受電設備据付材料費
- ③工場及び現場塗装におけるプライマー処理並びにエアレスプレー塗りの歩掛

(2) 機械設備点検・整備積算基準の改定

実態調査の結果、現行の積算基準との乖離が見られたため改定

- ①ダム用水門設備の共通仮設費率

技術基準類の改定に伴う作業範囲の改定

- ①トンネル換気設備の標準点検工数（月点検・年点検）

工事成績評定の見直しについて（週休2日関係）

※ 週休2日以外にも一部見直し改正します。

別紙-2① (鐵監監員等)

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	II. 工程管理	☐ 優れている ☐ 優れている ☐ やや優れている ☐ やや劣っている ☐ 劣っている	☐ やや優れている ☐ やや劣っている	☐ 他の評価に該当しない ☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている ☐ やや劣っている	☐ 劣っている ☐ 劣っている
		●評価対象項目 ○ 燃焼する他の工事などとの工程管理に起因し、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ○ 地元及び関係機関との調整に起因し、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 ○ 工程管理を適切に行なったことにより、夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 ○ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 ○ 施工計画書に定められた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の機材となるような取組を実施した。 ○ 災害復旧工事など特に短期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 ○ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ○ 完全連休之日（土日祝日）を実施した。 ○ 設備更新等の工事において、機能停止期間の短縮など、工事による利用者への影響を軽減させた。 ○ その他（理由：_____） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
		●評価対象項目 ○ 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 ○ 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 ○ 安全衛生を確保するため、他の機材となるような活動に積極的に取り組んだ。 ○ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 ○ 災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。 ○ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 ○ その他（理由：_____） ●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。				
III. 安全対策		☐ 優れている ☐ 優れている ☐ やや優れている ☐ やや劣っている ☐ 劣っている	☐ やや優れている ☐ やや劣っている	☐ 他の評価に該当しない ☐ 他の評価に該当しない	☐ やや劣っている ☐ やや劣っている	☐ 劣っている ☐ 劣っている

考査項目別運用表 (案)

考査項目	細 別	工 夫 事 項
5. 制憲工夫	1. 制憲工夫	(施工) □ 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 土材、地盤改良、構架架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 照明などの境界の確保に関する工夫。 □ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □ 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □ 盛土の崩落、傾倒、折の施工高さ等の管理に関する工夫。 □ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □ ICT 活用工事加算点として起工測量から電子納品までの流れの段階で ICT を活用した工事。(起工測量のみは除く) ※本項目は1点の加算とする。 □ ICT 活用工事加算点として起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事。※本項目は2点の加算とする。 ※CT 活用による加算は最大2点の加算とする。 □ 特殊な工法や材料を用いた工事。 □ 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 □ 現場状況に基づきライフサイクルコストや維持管理に関する有益な提案や工夫。 【品質】 □ 土工、設備、電気等の品質向上に関する工夫。 □ コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □ 建設労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点の加算とする。 □ 安全を確保するための仮設機等に関する工夫。(落下物、盛土・転落、掘削、突入禁止標、手すり、足場、照明等安全施設等) □ 安全教育、技術向上講習会、安全/ハットロール等に関する工夫。 □ 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 一般車両突入時の被害軽減対策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □ 環境保全に関する工夫。 【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の機軸となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加算とする。 □ 現場事務所における休憩時間など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 【働き方改革】 □ 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。 【その他】 □ その他(理由:) ・若手や女性技術者の登用など担い手確保に向けた取組のほか、【その他】においてインフラDXの取組、情報通信技術の活用及び社内規則の策定などにより長時間労働の是正や柔軟な働き方の実現に向けた取組などとして他の機軸となるような、受注企業の取組を、当該工事で実施した場合に評価するものとする。
	記録評価 【Vマークを付した キーワード項目につ いて、評価内容を詳 細記述】	記録工夫の詳細評価 評価点 _____ 点
		※1. 特に評価すべき制憲工夫事例を加算評価する ※2. 評価は各項目において1つし点が付けられ、1、2点で評価し、最大7点の加算評価とする。 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
		工事や人等書類の簡素化のため、必要以上の書類作成を理由に加算評価はしない。 簡素化の観点から、制憲工夫の実施状況の受付は、1工事につき7項目を上限とする。

審査項目別運用表 (案)

審査項目	細 別	
4. 工事特性	I 施工条件等への 対応	III 厳しい自然・地盤条件等への対応 ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 15. 条件明示の有無に係わらず、当初発注時点で予期しえなかった土質条件、地下水や構造物の劣化等の状況が現地を確認される等の理由により、大幅な変更対応が必要となった工事 ☐ 16. 維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐ 17. その他 () III 評価点 ____ 点 (上記の対応事項に1つ以上し点が付けば4点の加点) IV 長期工事における安全確保への対応 ☐ 17. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事 (全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 18. その他 () IV 評価点 ____ 点 (上記の対応事項に1つ以上し点が付けば6点の加点) V 週休2日への取組み 日 4日、完全週休2日 (土日祝日) を実施した。 (6点) V 評価点 ____ 点 (上記の対応事項の合計点を加点 (最大6点))
	削除	
	評価	評価点 ____ 点 合計が20点以上の場合は20点とする

※1 工事特性は、最大20点の加点とする。
 ※2 評価にあたっては主任監査員等の意見も参考に評価する。

工事書類の国土交通省様式との統一化について

国土交通省関東地方整備局では、土木工事における受発注者のさらなる業務効率化を図るため、国・自治体間で工事関係書類の様式が異なる課題への対応として、国土交通省の「標準様式」をベースとした国・自治体間の「様式又は記載内容の統一化」を行うこととしています。

本県においても、関東地方整備局をはじめ、(一社)長野県建設業協会や県関係部局等との調整を踏まえ、以下のとおり工事関係書類の統一化を図ります。

1 統一化対象書類

	国 標準様式名称	県 現行様式名称
今回統一化対象書類※1 計 15 様式	現場代理人等通知書、経歴書、 現場代理人等変更通知書	技術者等の通知、経歴書
	工程表、変更工程表	工程表
	VE 提案書（契約後 VE 時）	契約後 VE 提案概要書
	工事事故速報	事故等概要報告書
	指定部分完成通知書	【該当様式無し】※2
	指定部分引渡書	【該当様式無し】※2
	工事出来高内訳書	【該当様式無し】※2
	修補完了届	修補完了報告書
	部分使用承諾書	【該当様式無し】※2
	工期延期届	工期延長請求書
	支給品受領書	【該当様式無し】※2
	支給品清算書	【該当様式無し】※2
	建設機械使用実績報告書	【該当様式無し】※2
	建設機械借用・返納書	【該当様式無し】※2
	現場発生品調書	【該当様式無し】※2
既に統一化済みの書類 計 12 様式	請負代金内訳書、掛金収納書、品質証明員通知書、工事打合せ簿、 段階確認書、確認・立会依頼書、工事履行報告書、完成通知書、 出来形管理図表、品質管理図表、品質証明書、 創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）	

※1 「統一化」とは、受注者で記載が必要な内容の統一を図るものであり、様式番号、様式名、決裁欄等の統一までは必要としない。
※2 県では工事打合せ簿等により代替している状況だが、様式を明確化して、余計な迷いを生まないように、国土交通省様式への統一化を図る。
※3 国土交通省の標準様式は計 34 様式だが、本県では作成が不要な書類が 2 様式あるため、差し引いて 32 様式としている。
※4 残る 5 様式は、国及び県の関係要綱等の違いにより、統一化が困難又は検討に時間を要する書類であり、当面統一化は行わない予定。

令和 6 年度末時点の統一化率 : 27 様式 / 32 様式※3 約 84%

2 適用

令和 7 年 4 月以降に起工起案する工事に適用

（契約済み工事でも、現場未着手で、適用しても支障が無い場合などにおいては、受発注協議の上で適用可）

3 その他

- 工事関係書類の統一化に係る様式及び考え方の解説については、「工事書類簡素化ガイドライン」に解説を明示する。→ 令和 7 年 3 月改定（令和 7 年 4 月適用）
- 上記改定にあわせて、令和 6 年 4 月に適用している「工事書類簡素化ガイドライン」の内容についても、(一社)長野県建設業協会等の意見を参考に、さらなる簡素化につながる余地の残る書類の部分的な見直しを行う。

※R6.4 適用の「工事書類簡素化ガイドライン」からの主な見直し部分

- ・施工体制台帳及びその添付書類について、提出・提示・確認書類の複雑化等の解消。
（現行ルールは、受発注者双方の負担増につながり得るとの意見があるため、原則全て提出に見直し）
- ・わかりやすいガイドラインとするための工夫。（冒頭に目次追記・解釈等の明示・FAQ の公開など）

建設工事 優良技術者表彰制度の改定について

1 改定内容

事項	現行	改定
選定方法	成績評定点の上位から選定	発注機関の推薦方式 インセンティブ:加点数なし(令和9年度より適用)

※ 改定後の表彰見込み数 建設工事: 約 130 名 (上位 10 名、一般 60 名、若手 60 名)

2 発注機関推薦方式

○推薦基準

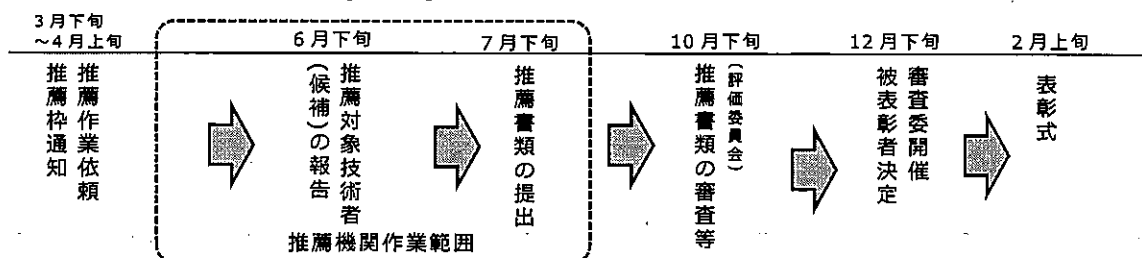
- ・以下の推薦基準①から④のいずれかに該当する技術者を推薦できる。
- ・推薦基準①から③は、工事成績評定点 82 点以上の工事に配置された技術者が対象。

	推薦基準	推薦基準の考え方
①	当該工事が優良であり、かつ、技術者の高度な技術力が確認できるもの	次のすべてに該当するもの ①工事成績評定が優良な工事 ②技術的に高度又は難易度が高い工事 ③出来形管理、品質管理、工程管理、安全管理が優良かつバランスが良く、出来栄がよい
②	建設現場の生産性向上や働き方改革において効果的な取組を行ったもの	次の取組のいずれかを実施し、効果が大きいもの ①ICT 活用工事 ②BIM/CIM の活用 ③新技術への取り組み ④現場環境改善・公共工事のイメージアップに関する取組 ⑤下請けへの指導
③	管理能力が高い、仕事に対する積極性・誠実性等が優れている、環境への配慮などの取組、地域からの評価が高い取組	次のいずれかに該当するもの ①市街地や住宅密集地において、積極的に関係機関や地元と調整を行い、円滑にかつ工期限内に工事を完了させた。 ②施工や地域の安全確保が特に重視される山間地域や急傾斜地、河川工事において、仮設を含めた適切な施工管理により、事故なくかつ円滑な施工を行った。 ③ゼロカーボン施策への貢献、環境保全の取組 ④地域住民組織や自治体から感謝状を贈られた。 ⑤発表会や論文などで表彰された取組を実施した。(発表主体問わず)
④	社会インフラの災害復旧工事、維持管理工事に、地域の守り手として積極的かつ効果的な取組、地域貢献度が特に高いもの ※本項目は工事成績評定点を付与しないものを対象とする。 ※除融雪業務も対象とする。	次のいずれかに該当するもの。ただし経験等に基づく総合的な技術的判断により実施されたものを対象とする。また複数技術者による成果を想定するため、技術者は表彰対象としない。 ①災害時等、応急工事に尽力し、ライフラインや住宅等への被害の拡大防止や交通確保等により、社会的影響の軽減を図った。 ②大規模な車両滞留が広域的に想定される大雪に対し、地域の交通確保に尽力し、効果的な取組をおこなった。 ③突発的かつ社会的影響が大きい事象における緊急要請に対し、迅速かつ積極的に尽力するなど地域への貢献が大きい。 ④新技術の採用等により、JV 全体で維持修繕作業又は除雪作業の大幅な効率化を図り、公共施設利用者や地域への影響を軽減。

○推薦枠

- ・工事成績評定点の上位 10 工事（全県）に配置された技術者は、特別枠として被表彰者とする。
- ・各機関の推薦枠は、年間工事件数の多少により定めるものとする。
- ・推薦基準①から④に該当する者がいない等の理由により、推薦を行わない場合もある。

○推薦作業スケジュール（予定）



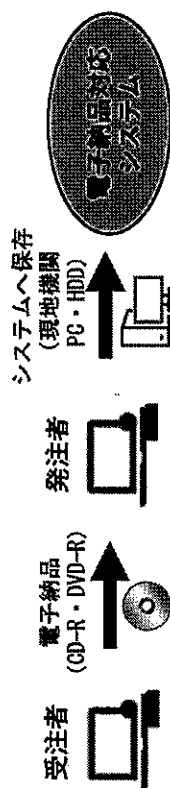
電子納品保管管理システム（オンライン電子納品）の導入

参考資料

現状と課題

- 平成15年度から「電子納品対応システム（以下、現行システム）」を活用
- 現行システムの納品データは、現地機関に設置されたHDDに保存されており、3次元化に伴うデータ量の増大やデータ消失リスク等が課題
- 受注者がアクセスできないため、受発注者間のデータ共有に手間が発生

<現行システムの体系>



<新システム導入による運用>

- ① オンライン電子納品原則化
R7.4.1以降に竣工（完了）する工事・業務

※建設部、農政部、林務部、企業局、環境部の一部、企画振興部の一部が参画。
建築工事・業務は除く。

- ② 情報共有システムの業務原則化

R7.4.1以降に起工・起案する業務

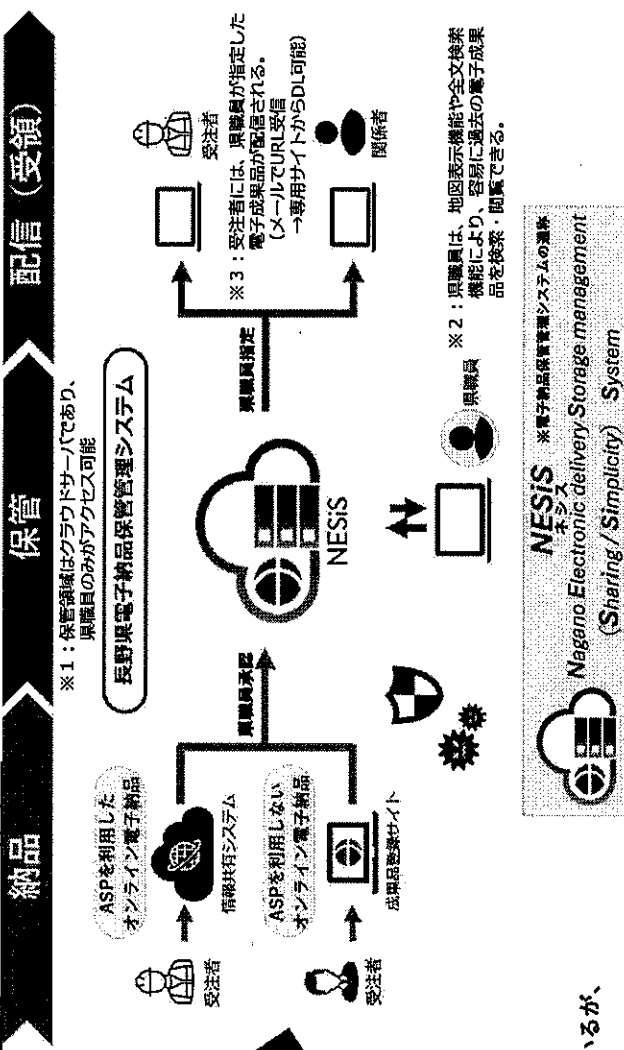
※R6.10からの原則化では、事前準備により利用しないことができることとしているが、R7.4からはこの運用除外を廃止。工事は既に原則化済み。

目指す姿

- 保存領域をクラウドにすることで、データ量の増大やデータ消失リスク等の課題が解消され、適切かつ安全な保管管理や、受発注者間の円滑なデータ共有が可能
- 「情報共有システム（ASP）※1」との連携により、協議に用いたデータを電子納品として移行でき、工事書類の作成作業が省力化

※1：インターネットを通じて提供されるアプリケーション（ASP）を利用する方式で、受発注者の協議を電子データにより行うもの

<新システムの体系>



令和7年3月末：上記に伴い、電子納品に係る実施要領、情報共有システム実施要領を改定。

令和7年4月1日：運用開始 ※お困りのことがあれば、NESiSヘルプデスク（03-4221-1300）へお問合せください。
NESiS利用マニュアル・FAQ・オンライン説明会動画を、「NESiS情報サイト」で公開。

URL：https://www.kts.co.jp/nagano_nesis/top

